



第 2 章

緑の現状と課題

1	越谷市の現状	16
2	計画の課題	48

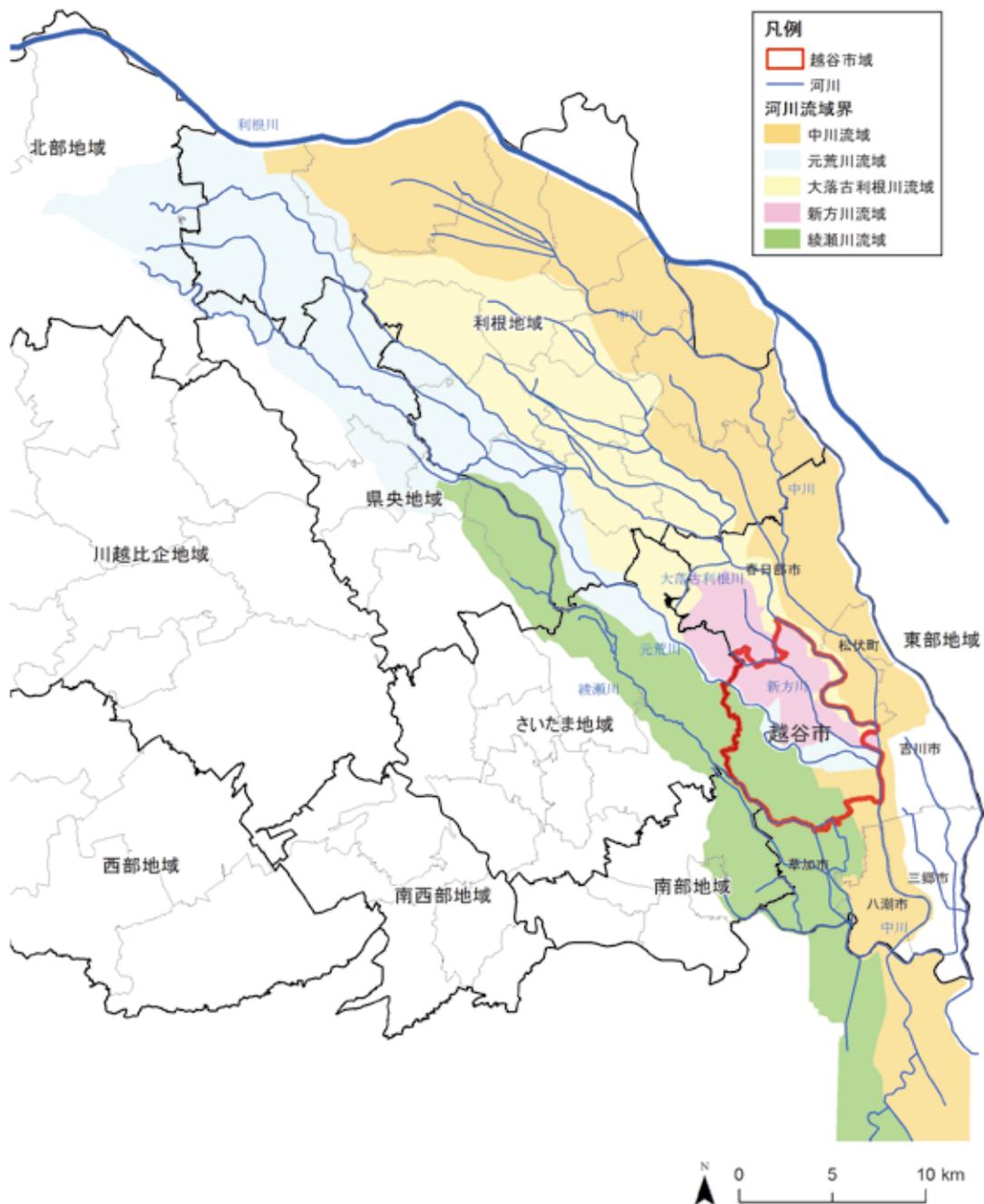
第2章 緑の現状と課題

1 越谷市の現状

(1) 越谷市の概況

1) 位置と面積

本市は、埼玉県の南東部に位置し、面積 60.24km²、大宮台地と下総台地に挟まれた埼玉東部低地帯の一角を占め、地形は丘陵がなく平坦であり、広大な関東平野において中川流域（元荒川流域、大落古利根川流域、新方川流域を含む）と綾瀬川流域に位置しています。



越谷市の河川流域図

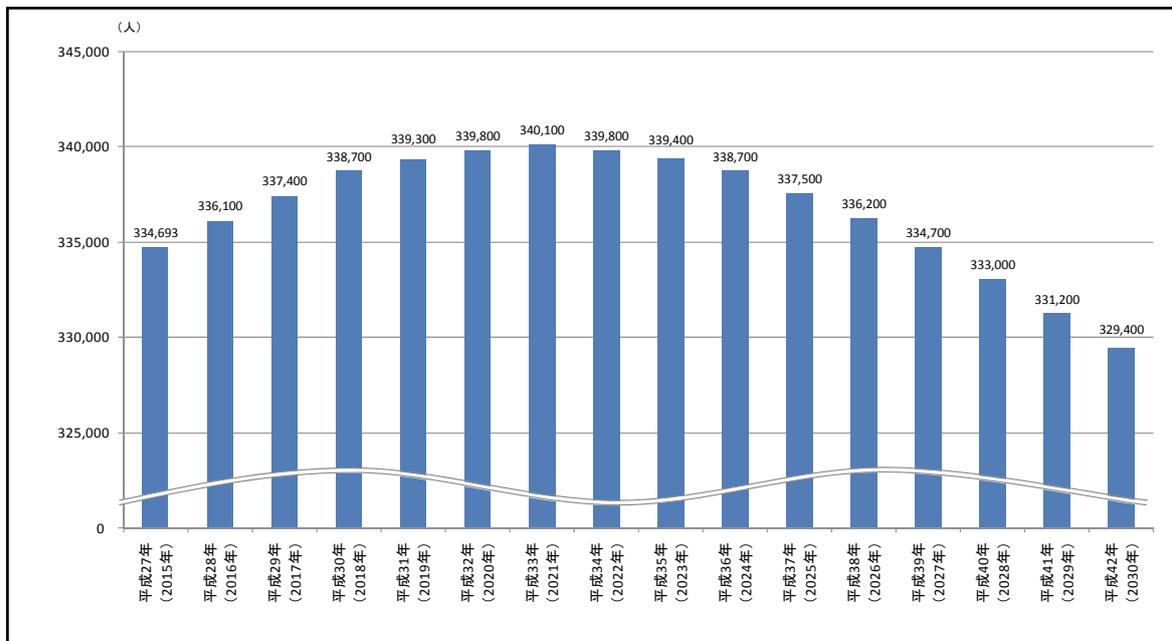
2) 人口

本市は、首都圏の近郊住宅都市として、昭和30年代後半から急激な人口増加がはじまり、昭和50年以降は緩やかな増加を示し、平成8年12月には30万人に達しました。その後も増加傾向で推移を続け、平成27年（2015年）1月1日現在で総人口が約33万5千人に達しました。

出生・死亡による自然増減は、出生数が平成27年（2015年）をピークに減少する見込みで、死亡者数は年々増加することから、近い将来、自然に減少することが予想されます。

また、転入・転出による社会増減は、開発に伴い、継続的に増加することが予想されます。

本計画の将来人口は、平成33年をピークに約34万人になることが予想されますが、長期的には人口減少社会の到来の中、本市においても緩やかに減少過程に入り、目標年次の平成42年（2030年）には約33万人になるものと見込まれます。



※平成28年から平成42年までの人口は、平成27年までの実測値を基にした推計値

将来人口推移

（2）越谷市の歴史・発展、緑に関する計画の経緯

○川に発する都市

本市は、古くから「水郷こしがや」として親しまれ、平坦な土地には多くの川や用水路が貫流するなど、水との関わりを強くもっています。鎌倉時代に寺社が創立した頃に、自然堤防上に集落が形成され、低湿地の氾濫原では稲作が行われていました。

○日光街道の宿場町としての発展

江戸時代には、幕府によって利根川、荒川の瀬替えと流域一帯の積極的な治水、開墾が行われ、耕地の拡大と生産力の増大が進みました。また、日光街道と元荒川舟運の交点に位置したことから、宿場町として、米穀類の集散地として栄えました。

○鉄道整備に伴う急激な人口増加と市街化の進行

明治32年(1899年)には東武鉄道が開通し次第に近代化が進み、昭和29年(1954年)に2町8ヶ村が合併して越谷町となり、昭和33年(1958年)には市制が施行され越谷市が誕生しました。

当時は、日光街道沿いに市街地が形成されていましたが、東武鉄道伊勢崎線に地下鉄日比谷線の相互乗り入れ(昭和37年)やJR武蔵野線の開通(昭和48年)などにより、東京都心部との連絡性が高まり、急激な人口増加と市街化が進みました。

○生活関連施設及び都市の骨格づくり

高度経済成長期以降は人口増加も緩やかになり、生活環境向上も含めて都市としての体裁が整い始めました。

また、東武鉄道伊勢崎線の高架化などの広域都市基盤整備や副次核の基盤整備が開始され、東武鉄道伊勢崎線と地下鉄半蔵門線・東急電鉄田園都市線が相互乗り入れ(平成15年)を始め、都市の概ねの骨格が形づくられていきました。

さらに、JR武蔵野線に越谷レイクタウン駅が新たに開業(平成20年)され、都市の発展が進みました。

○東京近郊の33万人都市

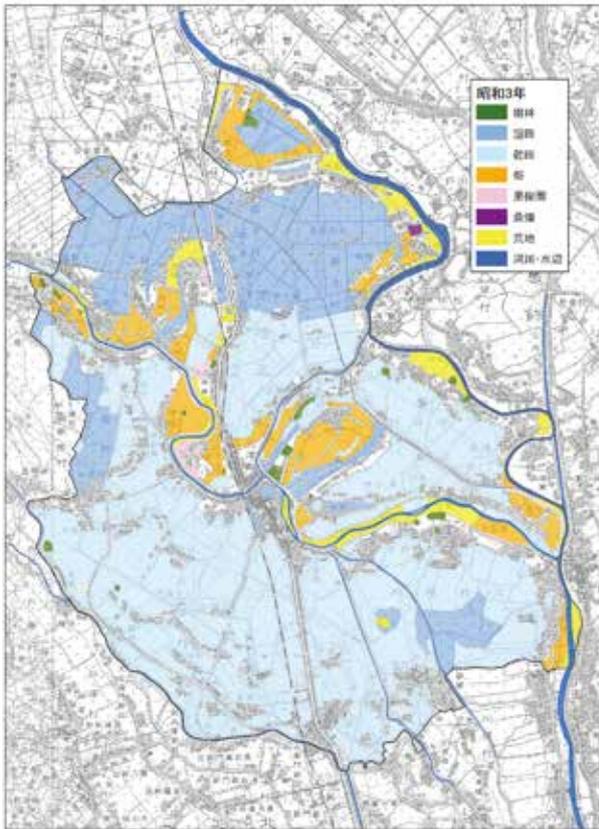
近年では、越谷レイクタウン特定土地区画整理事業が完了するとともに、市郊外部において、西大袋土地区画整理事業が進められており、安全で利便性に優れた新市街地が形成されました。

また、平成27年4月には、埼玉県内で、川越市に次いで2番目の中核市^{*1}に移行し、県南東部地域の中心的な都市となりました。

○緑に関する計画の経緯

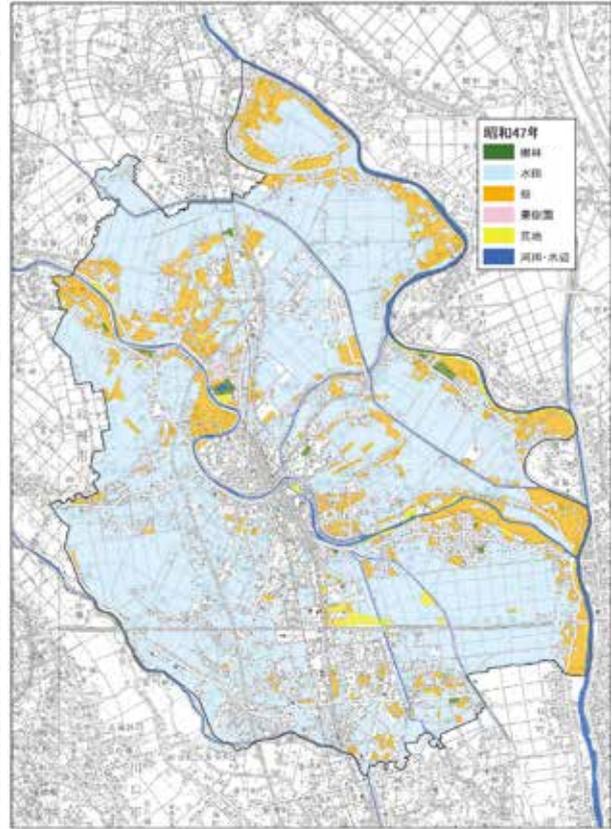
- ・都市化の進展等に伴い、豊かな自然的環境や歴史的環境が損われつつあったため、昭和60年3月、快適な環境を守り、創り、育てるために「越谷市アメニティ・タウン計画」が策定され、その中で「緑のネットワーク構想」が示されました。
- ・平成元年には、緑地を環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の観点から総合的に評価し、緑地の目標水準に照らした配置計画、施策の方針を示した「越谷市緑のマスタープラン」を策定しました。
- ・平成11年には、都市緑地保全法に基づき、「越谷市緑の基本計画」を策定し、市域における緑地の保全、緑化の推進を計画的に取り組んできました。

*1 **中核市**：平成6年、「地方自治法」の一部改正により、創設され、人口20万人以上を有する都市のこと。

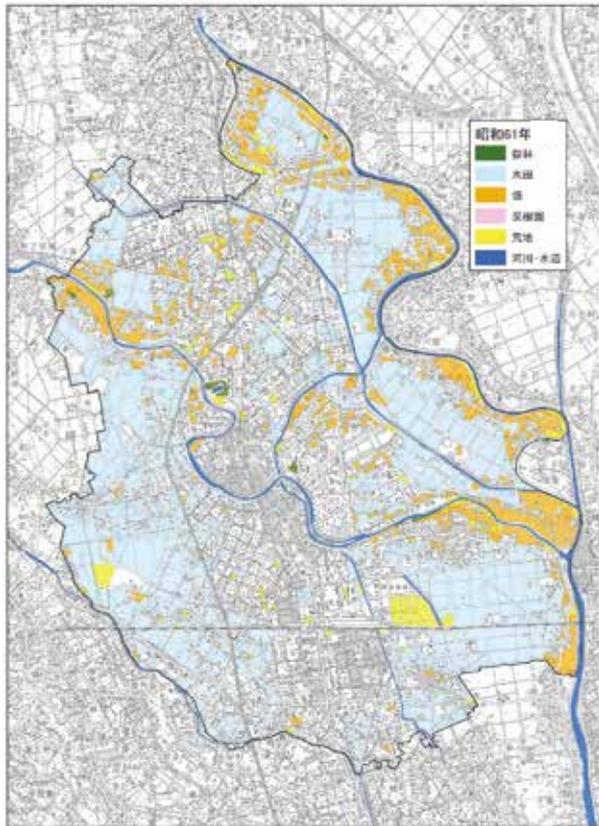


※図は「迅速測図（明治初期～中期）」により作成

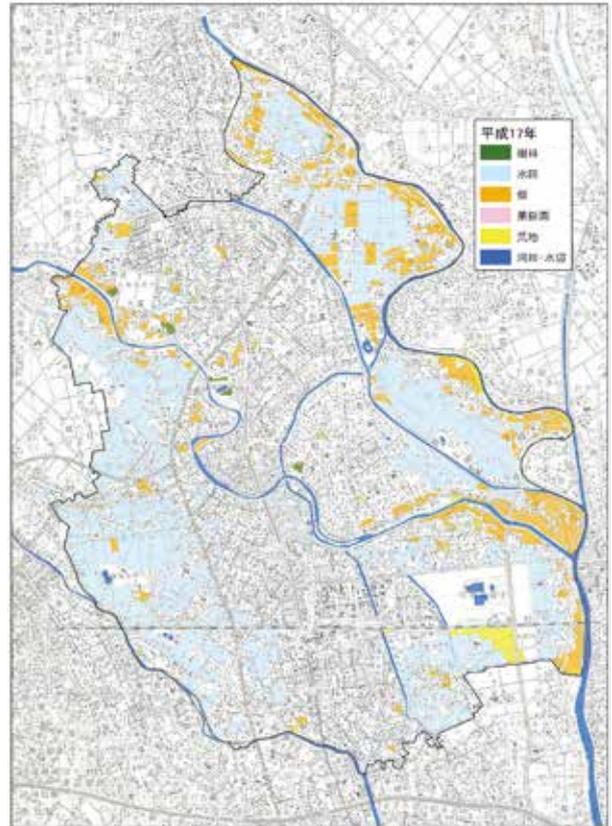
昭和3年



昭和47年



昭和61年



平成17年

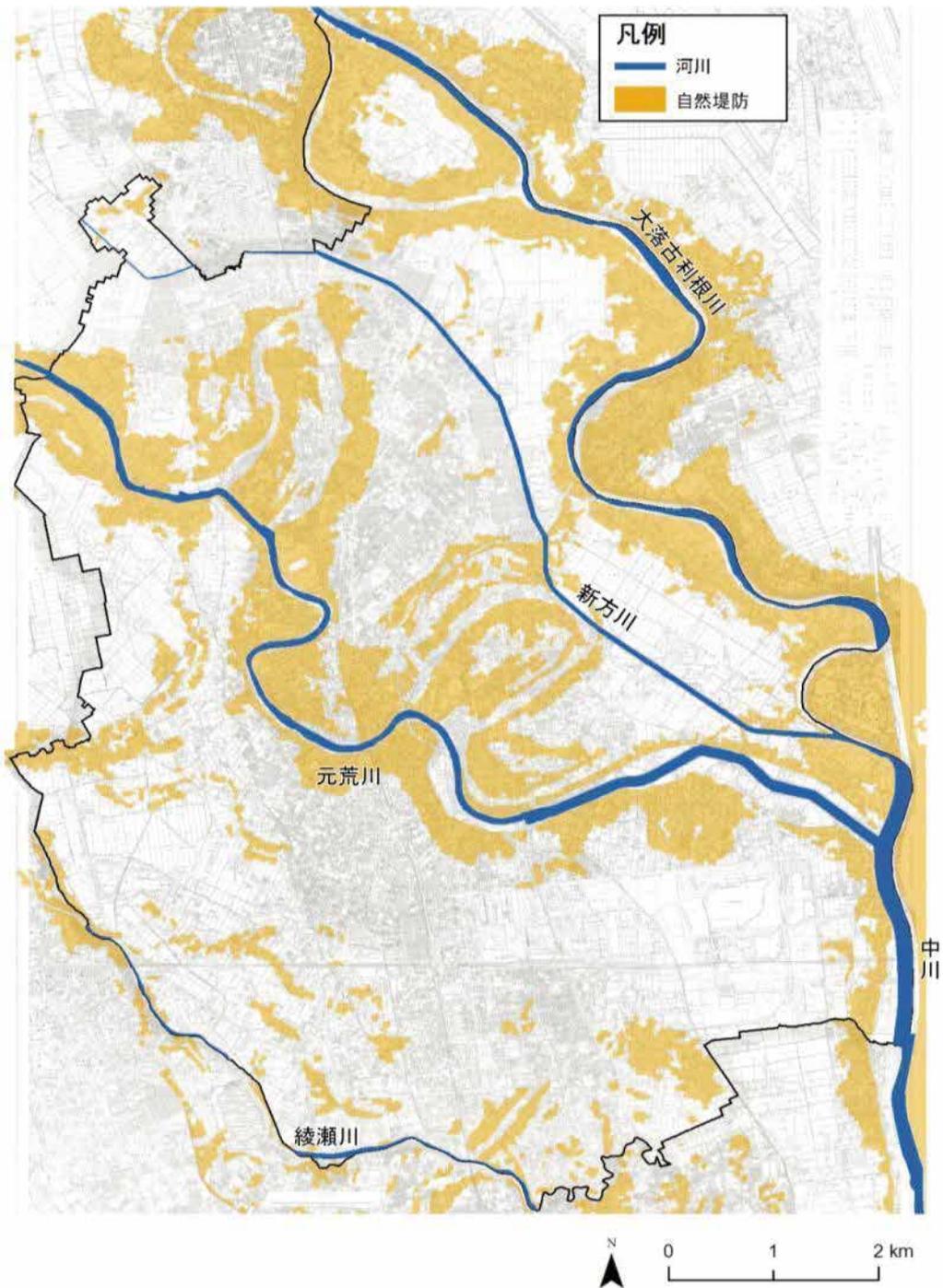
出典：国土地理院 1/5万地形図の凡例を着色したものの
土地利用の歴史の変遷（昭和初期以降）

（3）越谷市の自然

1) 地形

本市は、大宮台地と下総台地に挟まれた中川流域の沖積平野に位置し、市内には大落古利根川、元荒川、綾瀬川、中川、新方川の河川が流れています。これらの河川の自然堤防が微地形（微高地）を形成する以外は概ね平坦な地形を有しています。

旧来からの土地利用は地形に沿い、自然堤防上は集落、低湿地・はん濫原には水田が広がり、市域一帯は稲作中心の農耕地でした。



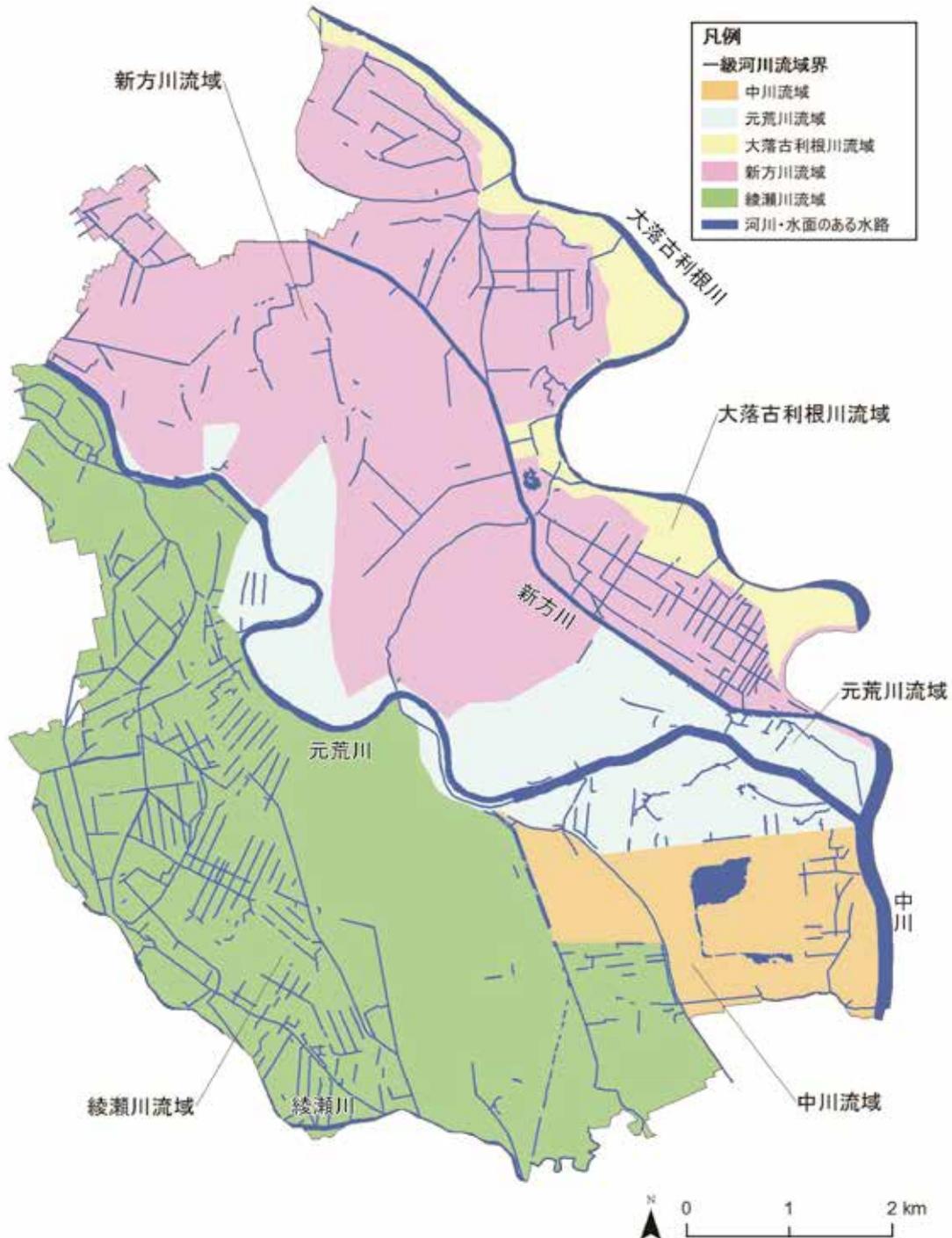
出典：国土地理院土地条件図（昭和 55 年 3 月）
越谷市河川図（平成 23 年 5 月）

2) 流域と河川・水路

本市は、中川流域及び中川水系の元荒川流域、大落古利根川流域、新方川流域と綾瀬川流域からなります。

河川には、一級河川、準用河川、普通河川があります。一級河川の元荒川には自然の土手が分布しており、市街地における貴重な緑の一つになっています。

一方、広大な農地には用水路が張り巡らされており、生きものの生息・生育・繁殖の場にもなっています。

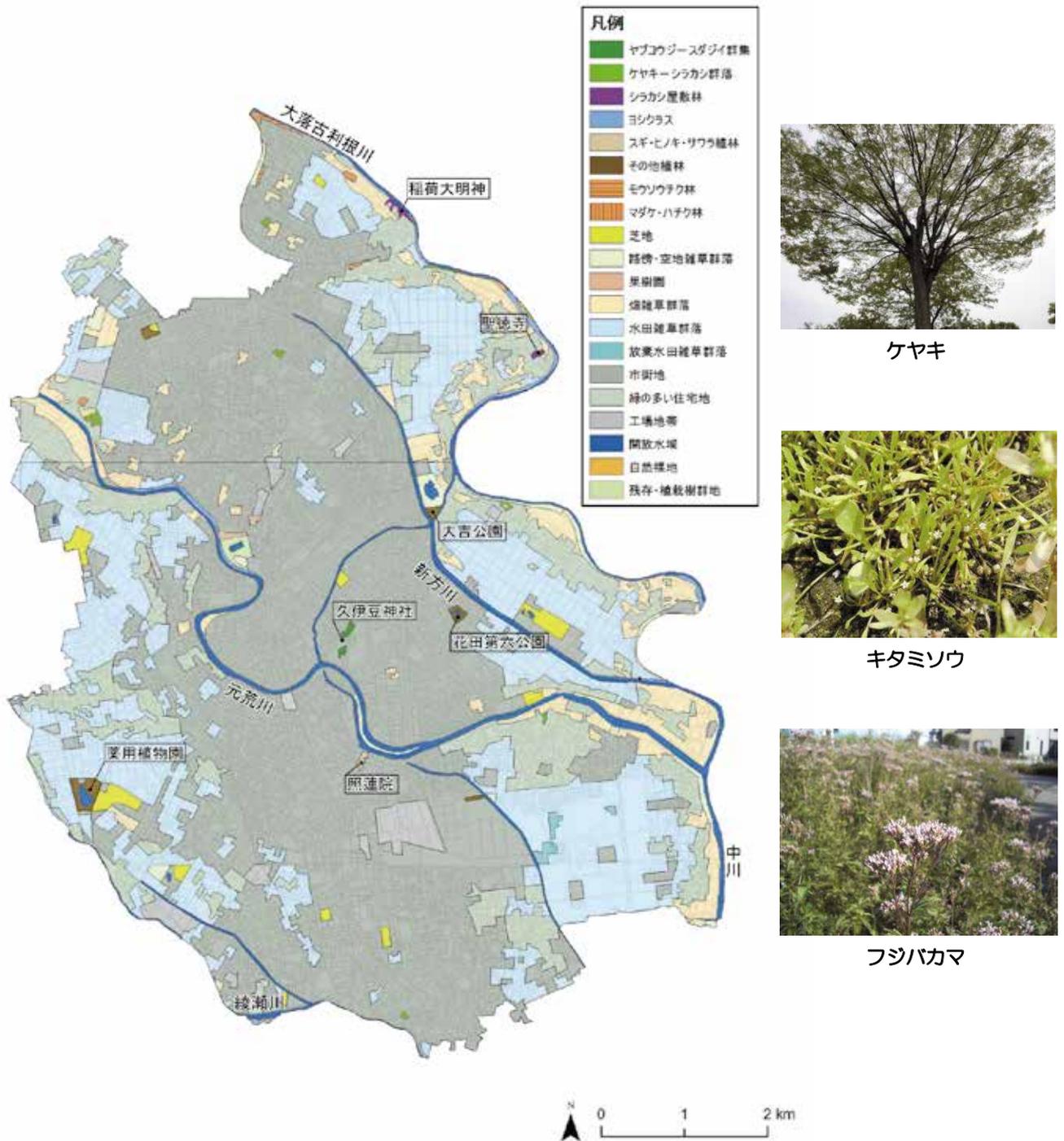


出典：越谷市河川図(平成23年5月)

越谷市の5つの流域と河川・水路

3) 植生

良好な植物群落として、自然堤防上に屋敷林*として残存するケヤキ・シラカシ林、大落古利根川や元荒川等の河川敷にある植生、特に大落古利根川や葛西用水に生育するキタミソウ*、元荒川の河川敷のフジバカマ*、県東部平野地域においても希少な林分となった久伊豆神社のスタジイの社叢林が挙げられます。



出典：平成 26 年時点 1/2.5 万環境省植生図より作成

植生図

(4) 緑の現状

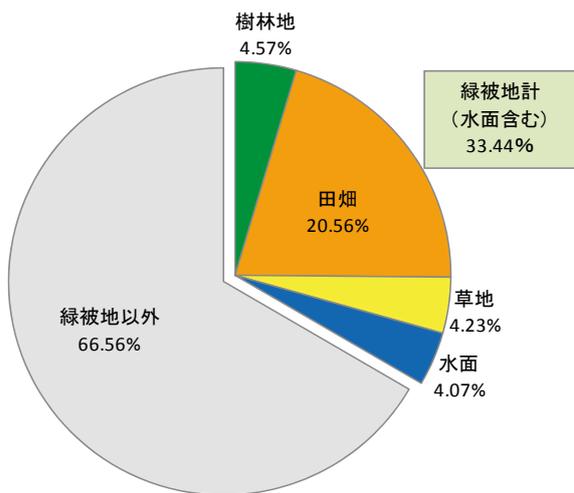
1) 緑被地の現状

樹林地、田畑、草地からなる緑被地の市域に対する割合は、約 29%となり、市街化区域*1では約 10%、市街化調整区域*2では約 47%を占めています。なお、水面を含めると緑被地の市域に対する割合は約 33%です。

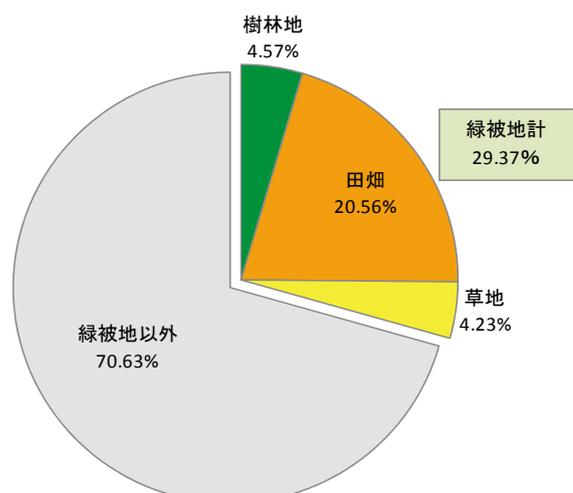
緑被地の面積及び区域に対する割合 上段：面積(ha)
下段：割合(%)

緑被地区分	市域		
	6,024ha	市街化区域 2,872ha	市街化調整区域 3,159ha
樹林地	275.5 4.57	117.8 4.10	157.7 4.99
田畑	1,238.8 20.56	120.2 4.18	1118.6 35.41
草地	255.0 4.23	37.4 1.30	217.6 6.89
緑被地計	1,769.3 29.37	275.4 9.59	1,493.9 47.29
水面	245.1 4.07		
緑被地計(水面含む)	2,014.4 33.44		

- ※1 緑被地の現状面積については、都市計画基礎調査(平成 23 年 3 月 31 日)の土地利用現況図をもとに作成し、平成 26 年 1 月 1 日撮影の航空写真により時点修正を行い、樹林地分布図と合わせて緑被分布図を作成しました。(P24 図参照)
- ※2 緑被地の面積及び区域に対する割合における市街化区域、市街化調整区域の面積は、現時点で確定していないため、従前の面積を示しています。
 従前の市街化区域面積(2,872ha) + 従前の市街化調整区域面積(3,159ha)
 = 従前の市域面積(6,031ha)

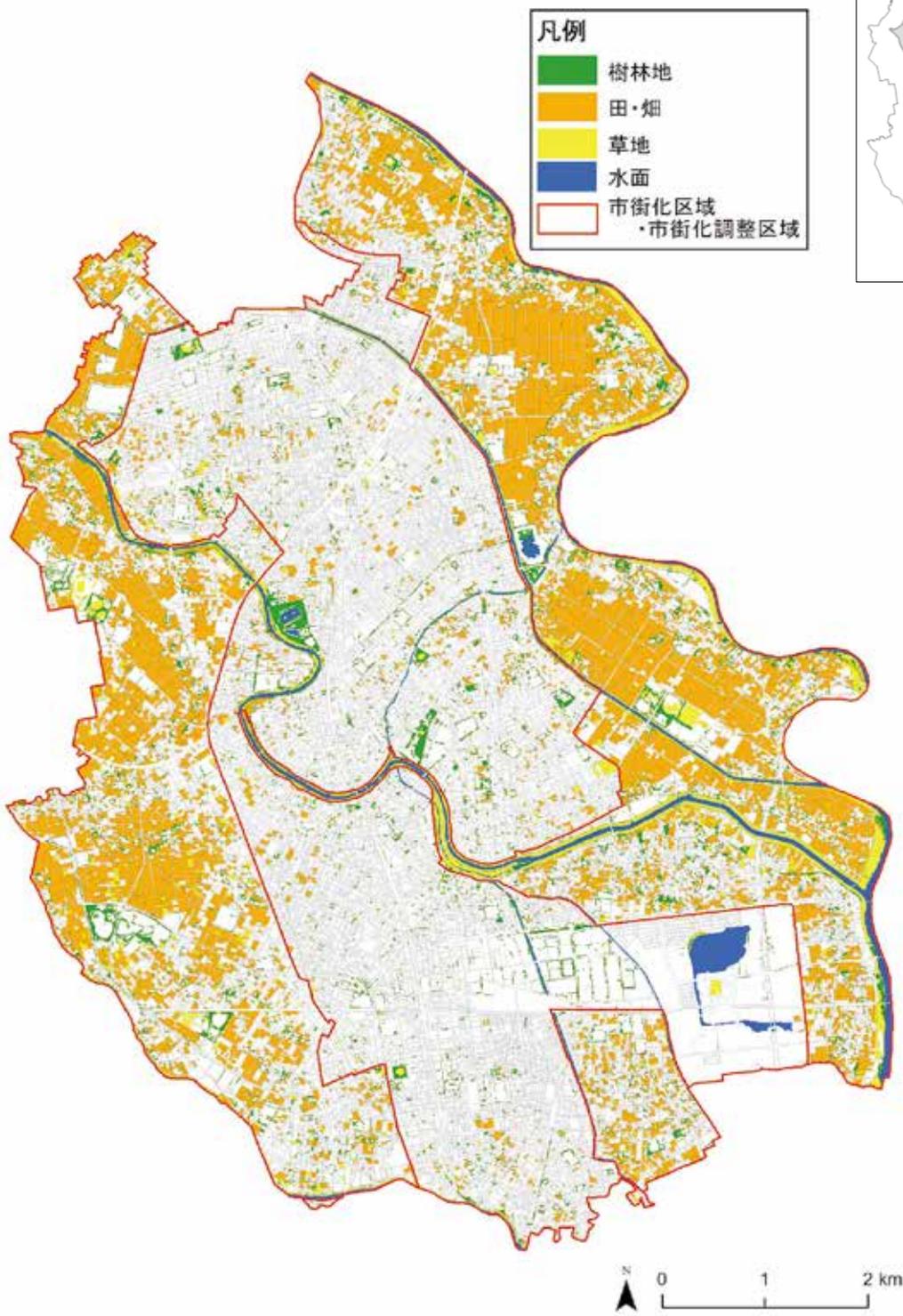


市域における緑被地の割合(水面を含む)



市域における緑被地の割合

*1 市街化区域：「都市計画法」に基づく、都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
 *2 市街化調整区域：「都市計画法」に基づく、都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。



※平成 26 年 1 月 1 日撮影の航空写真より作成した樹林地分布図と平成 23 年都市計画基礎調査の土地利用現況図より作成（土地利用現況図は平成 26 年 1 月 1 日撮影の航空写真により修正）

緑被地の分布図

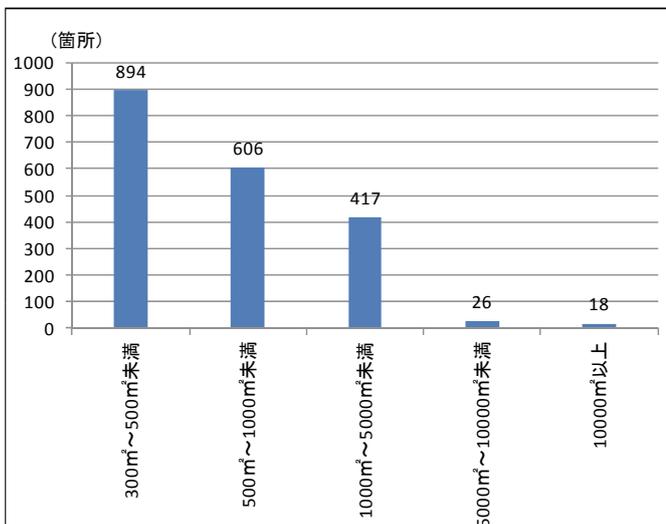
2) 樹林地の現状

緑被地のうち、樹林地面積の市域に対する割合は約 4.6%で、300 m²以上のまとまった樹林地の市域に対する割合は約 3.4%です。300 m²以上のまとまった樹林地の 1,961 箇所のうち面積規模が 1,000 m²未満の箇所数が約 3/4 を占めています。

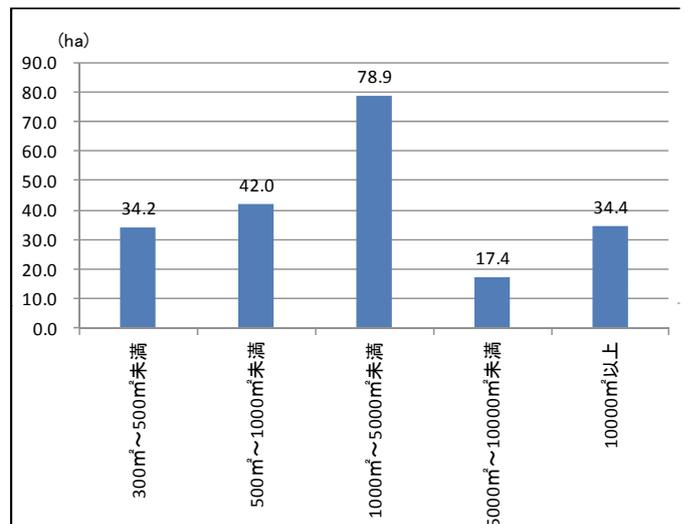
樹林地の面積及び区域に対する割合

区分	区域面積 (ha)	箇所数	樹林地面積 (ha)	区域面積に対する割合 (%)	100 m ² 以上 300 m ² 未満の樹林地			300 m ² 以上の樹林地		
					箇所数	面積 (ha)	区域面積に対する割合 (%)	箇所数	面積 (ha)	区域面積に対する割合 (%)
市街化区域*	2,872	2,876	117.8	4.10	2,051	34.3	1.19	825	83.5	2.91
市街化調整区域*	3,159	3,163	157.7	4.99	2,027	34.3	1.09	1,136	123.4	3.91
市域	6,024	6,039	275.5	4.57	4,078	68.6	1.14	1,961	206.9	3.43

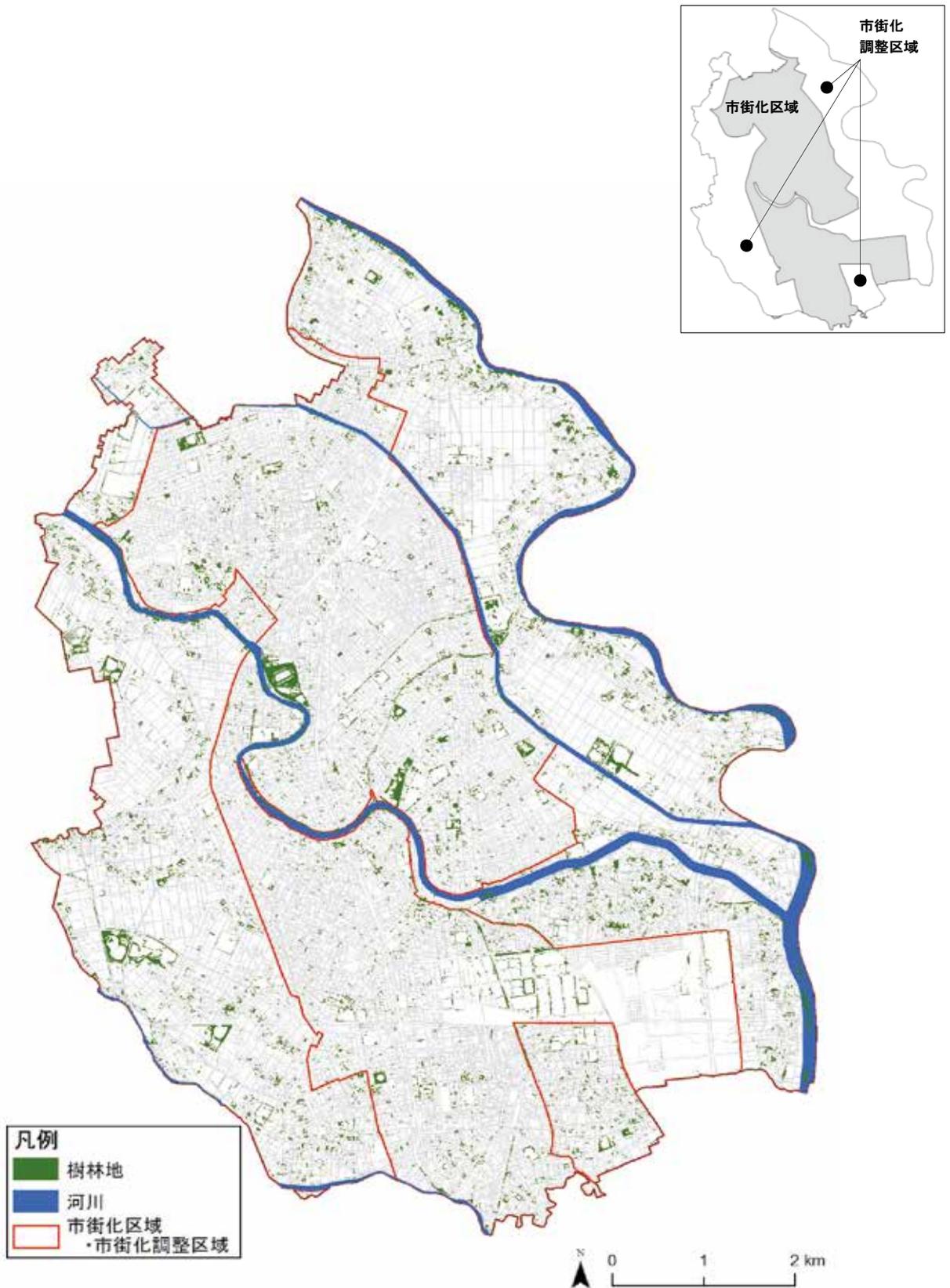
- ※1 平成 26 年 1 月 1 日撮影の航空写真より 100 m²以上の樹林地を抽出して樹林地分布図を作成しました。(P26 図参照)
- ※2 市街化区域、市街化調整区域の面積は、現時点で確定していないため、従前の面積を示しています。
従前の市街化区域面積 (2,872ha) + 従前の市街化調整区域面積 (3,159ha)
= 従前の市域面積 (6,031ha)
- ※3 箇所数は、それぞれの規模の一団となった樹林地を 1 箇所とし、その数を示したものです。



まとまった樹林地の面積規模別の箇所数

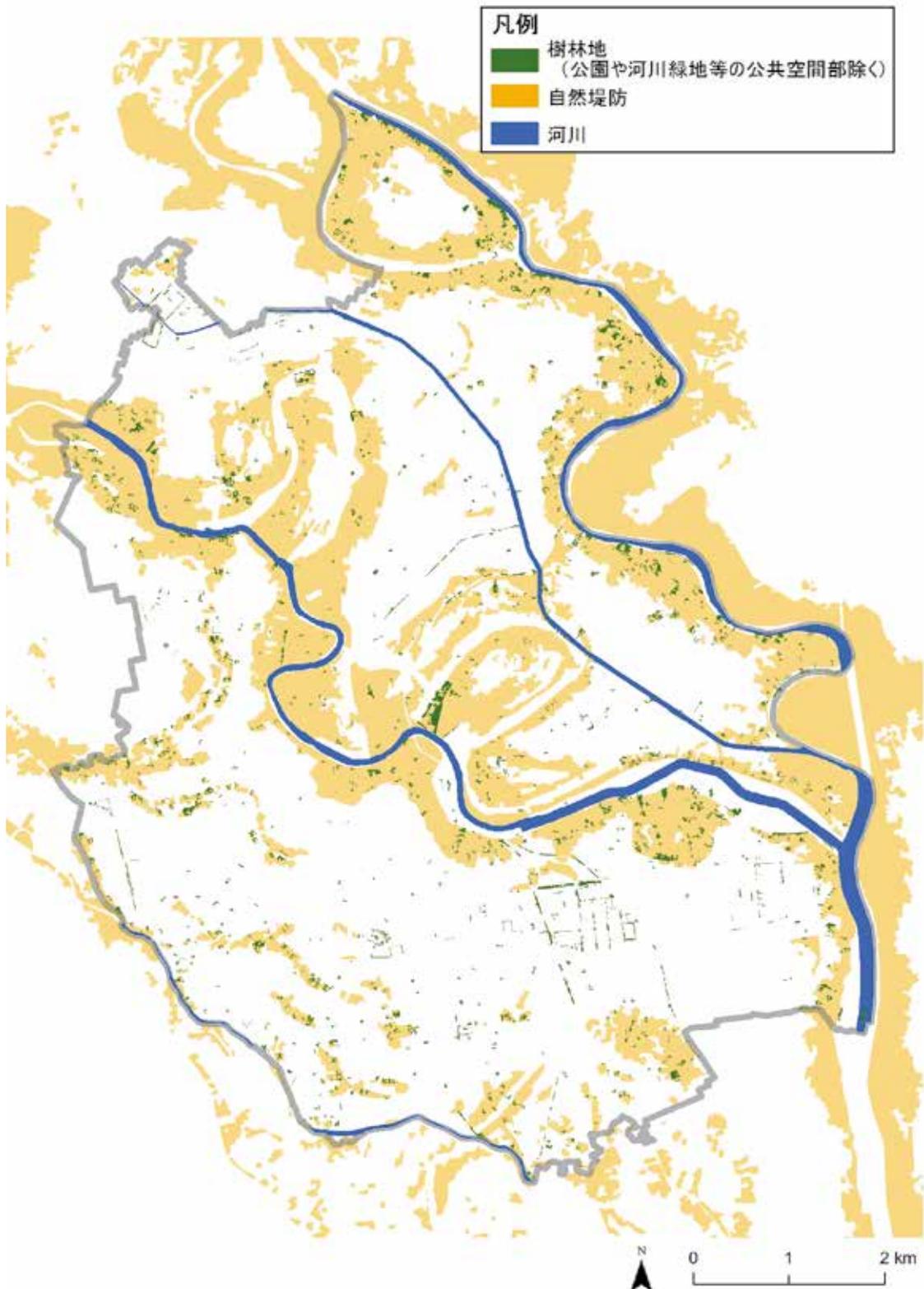


まとまった樹林地の面積規模別の面積



※平成 26 年 1 月 1 日撮影の航空写真より作成
樹林地分布図

越谷市の特徴である自然堤防にある屋敷林*等の 300 m²以上の樹林地は 902 箇所で 81.07ha あり、市域の樹林地面積の約3割を占めています。

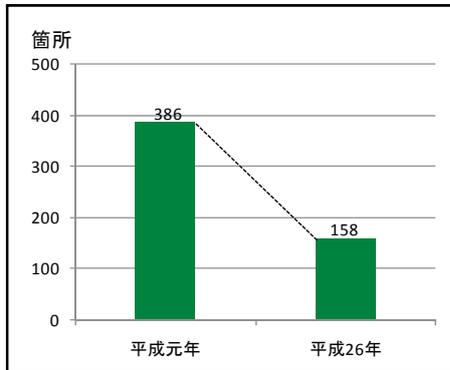


※この図は、平成 26 年 1 月 1 日撮影の航空写真より 300 m²以上の樹林地を抽出して作成しています。

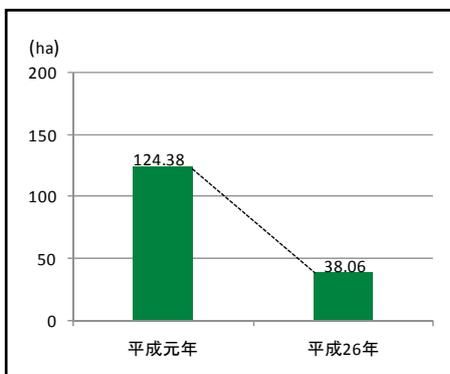
自然堤防にある屋敷林等の 300 m²以上の樹林地の分布図

屋敷林*等の樹林地※1は、平成元年から平成26年までの25年間で、平成26年の箇所数は平成元年の約4割、平成26年の面積は平成元年の約3割に減少しています。

※1：樹林地のうち、公共施設や公園などの公共用地以外の民有地にあるものを屋敷林等としています。



屋敷林等の箇所数の変化



屋敷林等の面積の変化



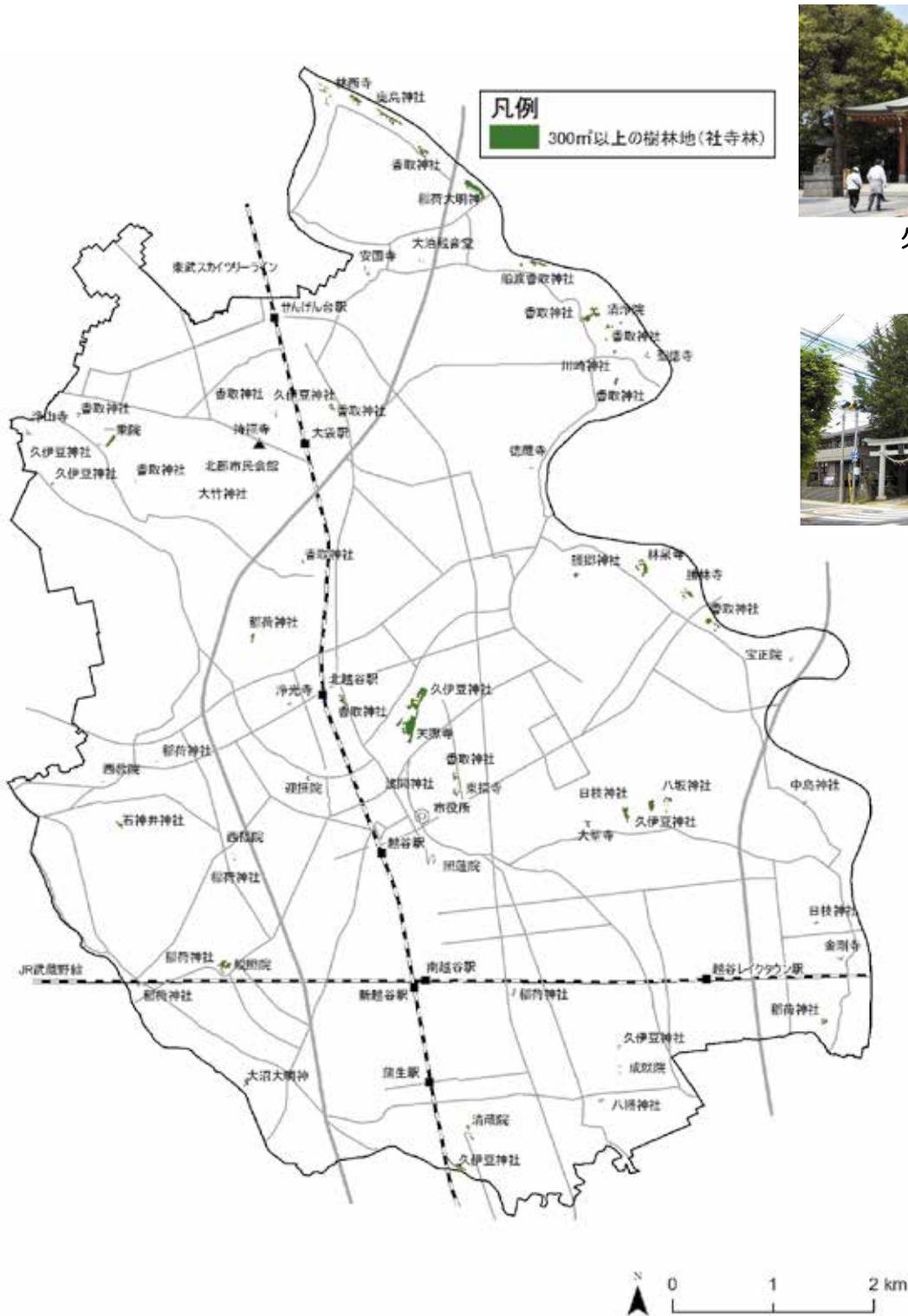
※越谷市樹林地環境調査—樹林地分布図—(平成元年)より作成 1000㎡以上で整理した根拠は本資料の樹林地対象面積による



※平成26年1月1日撮影の航空写真より作成

屋敷林等の変遷 平成元年→平成26年

社寺に付属すると考えられる 300 m²以上の樹林地（社寺林*）は130箇所
で16.78haあり、市域の樹林地面積の約6%を占めています。



久伊豆神社



香取神社

※この図は、平成26年1月1日撮影の航空写真より社寺に
付属する樹林地（社寺林）を抽出して作成しています。

社寺林の分布図

3) 緑地の現状

施設緑地及び地域制緑地等の状況は以下に示すとおりです。

施設緑地及び地域制緑地等の状況（永続性の高い緑地*に限る）

区 分		平成 27 年度 (平成 27 年 4 月 1 日)		備 考	
		面積 (ha)	面積割合 (%)		
施設緑地	都市公園*	86.96	1.44	街区公園*、近隣公園*、総合公園*、運動公園*	
	都市公園以外の公園緑地等*	111.27	1.85	ふれあい公園*、児童遊園*、境内地、集会所等の広場、緑道*、県民健康福祉村、その他の公園	
	小 計※1	198.23	3.29		
	公共施設緑地	383.76	6.37	市民農園*、調節池等、河川緑地*、学校緑地*（公立学校敷地）、公共施設の付属緑地、埼玉県越谷防災基地、埼玉鴨場	
施設緑地合計		581.99	9.66		
地域制緑地等	法によるもの	生産緑地地区*	27.84	0.46	
		農用地	703.31	11.67	農業振興地域*における農用地
		河川区域*等	280.30	4.65	大相模調節池（レイクタウン）を含む
		その他緑地	18.97	0.31	緑地協定*に基づく緑地
	小 計	1,030.42	17.11		
	条例等によるもの	環境保全区域*（久伊豆神社周辺、埼玉鴨場周辺）	13.93	0.23	
		小 計	13.93	0.23	
地域制緑地等合計		1,044.35	17.34		
施設・地域制緑地等の重複		-198.73	-3.30	河川緑地と河川区域等の重複	
緑地現況量総計※2		1,427.61	23.70		
市域面積		6,024.00	100.00		

※1：計画目標にある公園緑地等の面積は、「都市公園」と「都市公園以外の公園緑地等」の面積を足し合わせたものを示します。

※2：計画目標にある永続性の高い緑地*面積は、「緑地現況量総計」の面積を示します。

① 都市公園*

都市公園は、平成27年4月1日現在で、107箇所86.96haあります。

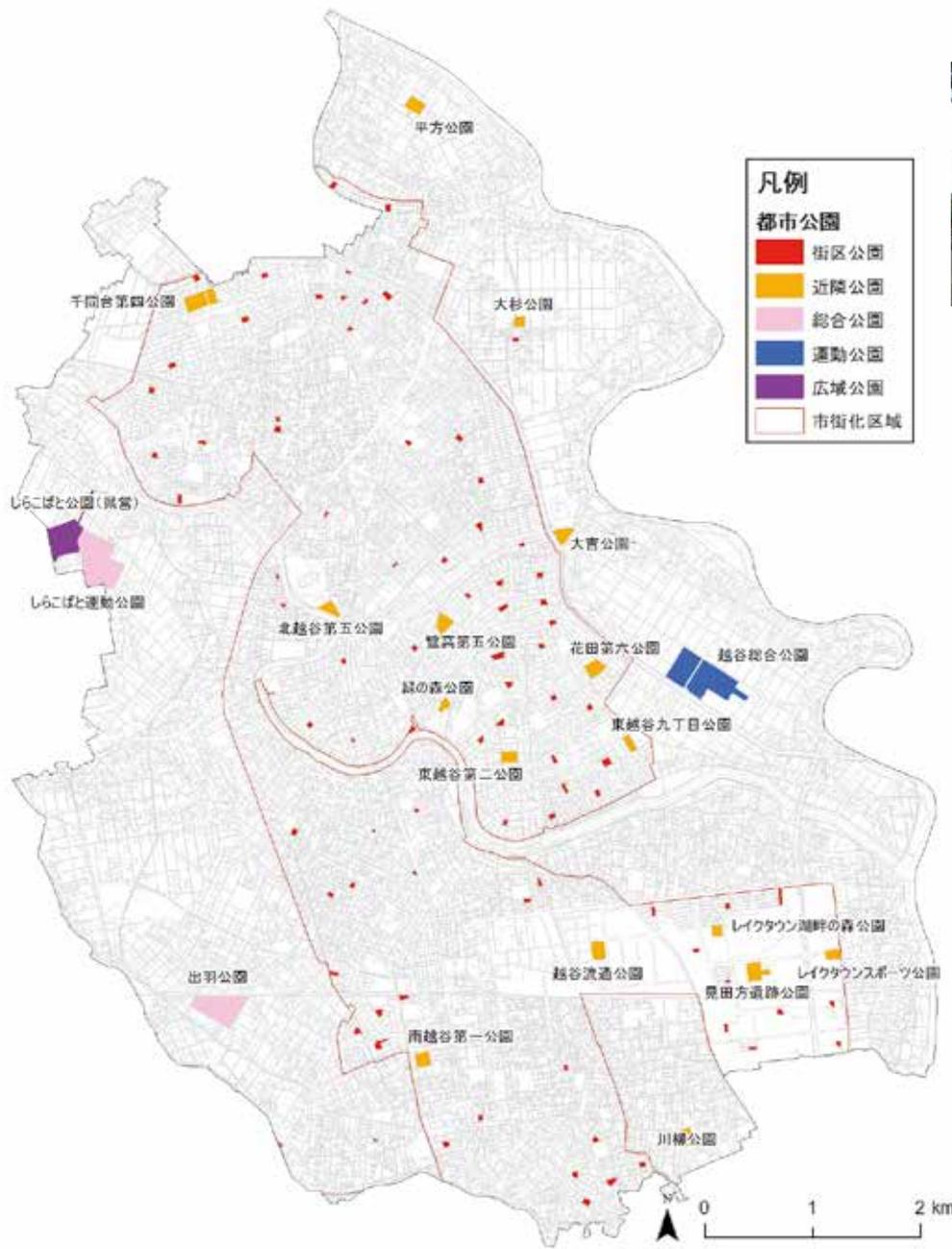
都市公園の整備状況

(平成27年4月1日現在)

	住区基幹公園		都市基幹公園		広域公園※1	合計
	街区公園*	近隣公園*	総合公園*	運動公園*		
標準面積	0.25ha	2ha	10~15ha	15~75ha	50ha以上	
箇所数	87	16	2	1	(1)	107
面積(ha)	19.89	28.22	14.86	15.79	8.20	86.96
水準(m ² /人)※2	0.59	0.84	0.44	0.47	0.25	2.60

※1：広域公園は、県営しらこぼと公園。

※2：水準とは、市民一人当たりの公園面積。人口は334,693人(H27.4.1)として算出



越谷総合公園



しらこぼと運動公園



千間台第四公園

都市公園の位置図

② 都市公園以外の公園緑地等*

平成 27 年 4 月 1 日現在で、ふれあい公園*が 54 箇所 9.96ha、児童遊園*（市有）が 307 箇所 7.70ha、児童遊園（借地）が 32 箇所 2.66ha、境内地・集会所等の広場が 31 箇所 0.78ha、緑道が 16 箇所 35.36ha、県民健康福祉村は 21.80ha、その他の公園が 33 箇所 33.01ha あり、全部で 474 箇所 111.27ha あります。

都市公園*と合わせると 581 箇所 198.23ha あり、市民一人当たりの公園面積は 5.92 m²/人になります。

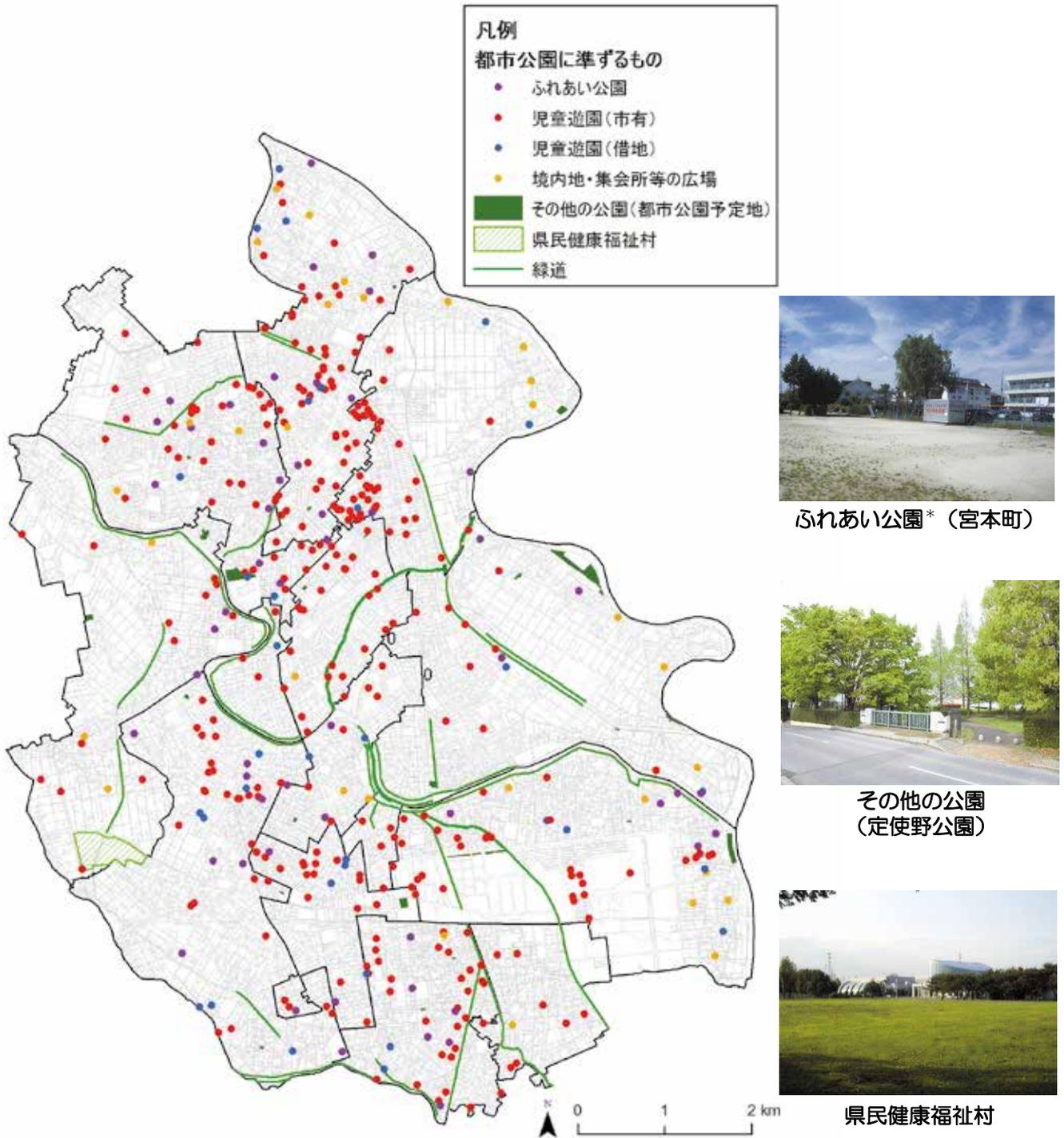
都市公園以外の公園緑地等の整備状況

（平成 27 年 4 月 1 日現在）

種別・名称	箇所数	面積計(ha)	水準(m ² /人) ^{※1}
ふれあい公園	54	9.96	0.30
児童遊園（市有）	307	7.70	0.23
児童遊園（借地）	32	2.66	0.08
境内地・集会所等の広場	31	0.78	0.02
緑道	16	35.36	1.06
県民健康福祉村	1	21.80	0.65
その他の公園	33	33.01	0.99
合 計	474	111.27	3.32

※1：水準とは、市民一人当たりの緑地面積。人口は 334,693 人（H27.4.1）として算出

	箇所数	面積計(ha)	水準(m ² /人)
都市公園	107	86.96	2.60
都市公園以外の公園緑地等	474	111.27	3.32
合計	581	198.23	5.92



都市公園以外の公園緑地等*の位置図

③ 公共施設緑地

市民農園*、調節池・調整池、河川緑地*、学校緑地*、公共施設の付属緑地、埼玉県越谷防災基地、埼玉鴨場の公共施設緑地面積は 383.76ha あり、市域面積の約 6.4%を占めています。

公共施設緑地の状況

（平成 27 年 4 月 1 日現在）

種別・名称	箇所数	面積計 (ha)	水準 (㎡/人)
市民農園	14	1.51	0.05
調節池・調整池	37	46.91	1.40
河川緑地（河川敷・河川空間）	5	199.44	5.96
学校緑地（公立学校敷地）	45	123.34	3.69
公共施設の付属緑地	15	2.05	0.06
埼玉県越谷防災基地	1	0.90	0.03
埼玉鴨場	1	9.61	0.29
合計	118	383.76	11.47

※1：水準とは、市民一人当たりの緑地面積。人口は 334,693 人（H27.4.1）として算出



※市民農園と公共施設の付属緑地については、面積が小さいため、示していません。

公共施設緑地の位置図



大相模調節池
（レイクタウン）



河川緑地（新方川）



公共施設の付属緑地（図書館）

④ 法によるもの・条例等によるもの

法により定められた生産緑地地区*、農用地、河川区域*等のほか、越谷市環境条例により環境保全区域*（久伊豆神社周辺、埼玉鴨場周辺）などの緑地を保全しています。法や条例等により保全された緑地の面積は、1,044.35haで、市域面積の17.3%を占めています。

法や条例等による緑地の状況

(平成27年4月1日現在)

種別	規定している法律や条例	面積(ha)	備考
生産緑地地区	生産緑地法	27.84	
農用地	農業振興地域*の整備に関する法律	703.31	農業振興地域における農用地
河川区域等	河川法等	280.30	開放している水路等を含む
その他緑地	都市緑地法*	18.97	緑地協定*に基づく緑地
環境保全区域	越谷市環境条例	4.32	久伊豆神社周辺（元荒川河畔等除く）
		9.61	埼玉鴨場周辺（元荒川河畔等除く）
合計		1,044.35	市域面積の17.3%



農用地（大吉・向畑）



緑地協定
(増森工業団地)

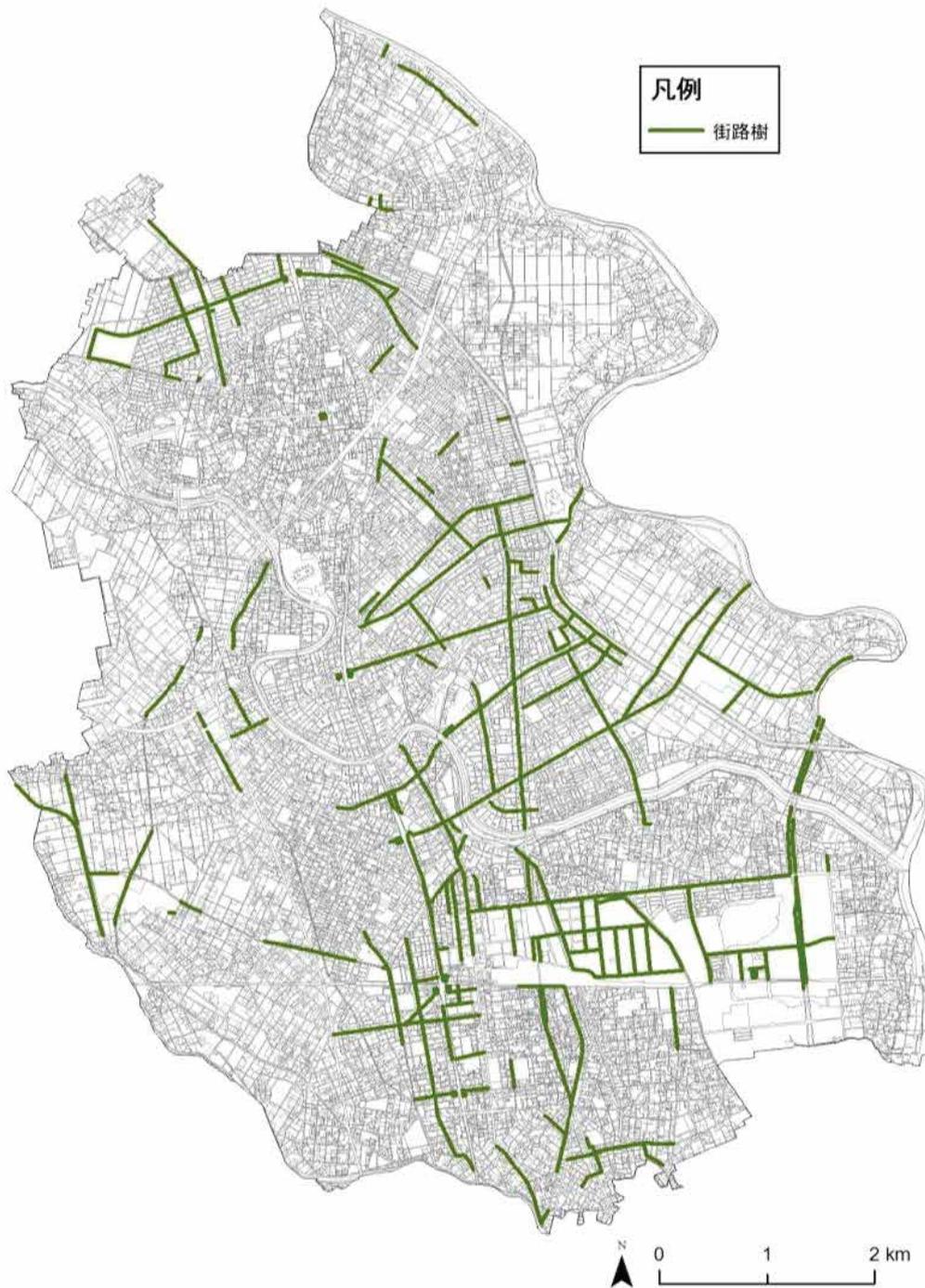


環境保全区域
(久伊豆神社)

法や条例等により保全された緑地の位置図

4) 道路緑化（街路樹）の現状

都市計画道路等や幹線道路等の整備に合わせて道路緑化を推進しています。
今後、道路整備に合わせて、道路の緑化推進に努めていきます。



街路樹（越谷駅前通り）



街路樹（足立越谷線）



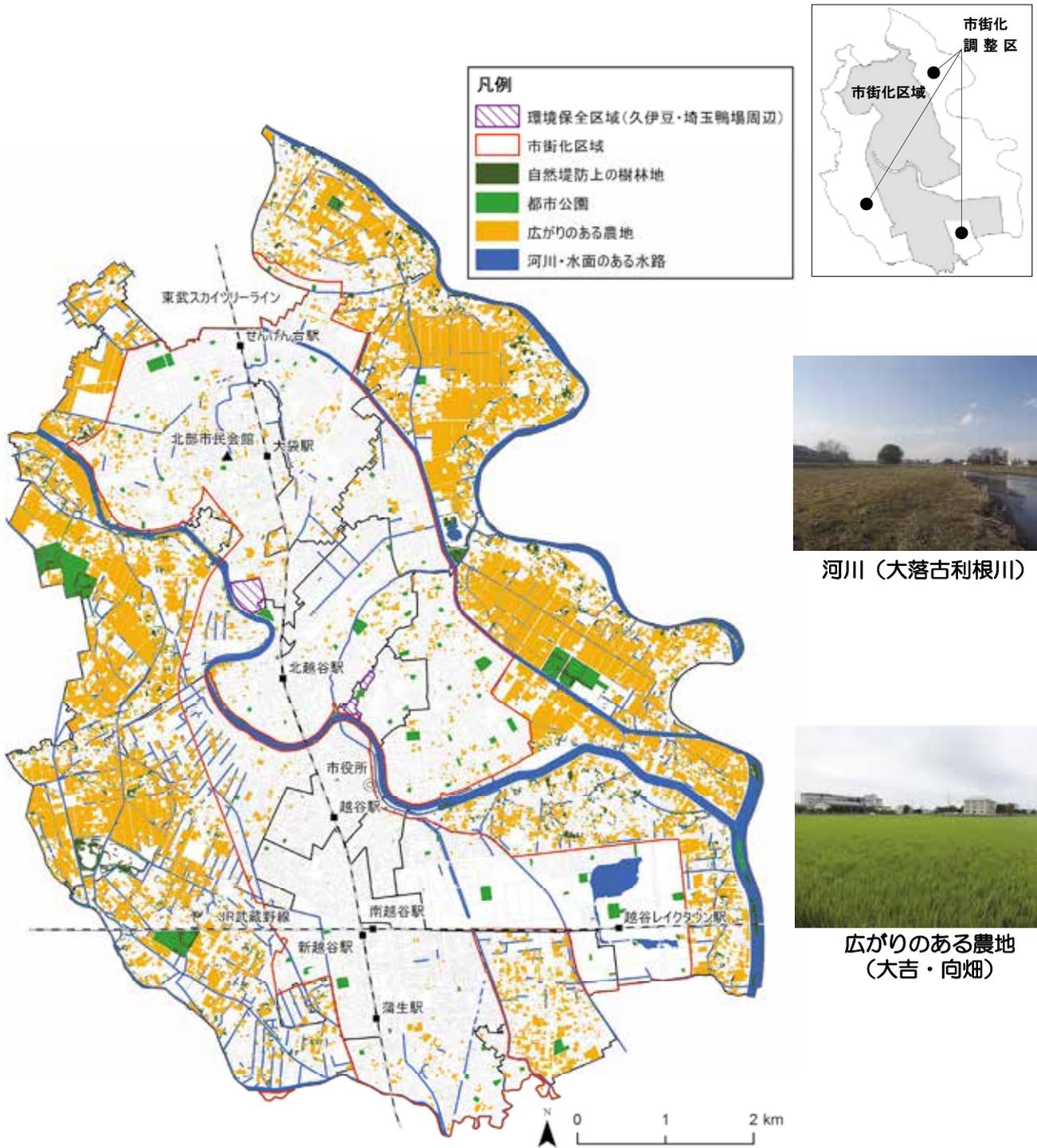
街路樹（越谷吉川線）

街路樹の位置図

(5) 緑の役割における現状

1) 地球環境・都市環境の向上

市街地を取り巻く広がりのある農地や河川・水路などの緑は、コンクリートやアスファルトと比べて暖まりにくく、さらに蒸散作用や遮へい作用によって都市部におけるヒートアイランド現象*の緩和効果があり、越谷市の環境の基盤をつくる緑地として重要です。



環境保全機能を持つ緑地

2) 多様な生物の生息・生育・繁殖の場

緑は、多様な生物の生息・生育・繁殖の場として重要な役割を果たし、生態系を支える基盤となっています。越谷市では市街地を取り巻く広がりのある農地とそこに張り巡らされた河川・水面のある水路が生物生息環境の基盤であり、生物の移動にも役立っています。また、まとまりのある樹林地も、生物の生息・生育・繁殖などの場として、重要な役割を果たしています。



コシガヤホシクサ
(野生絶滅)



キタミソウ
(葛西用水)

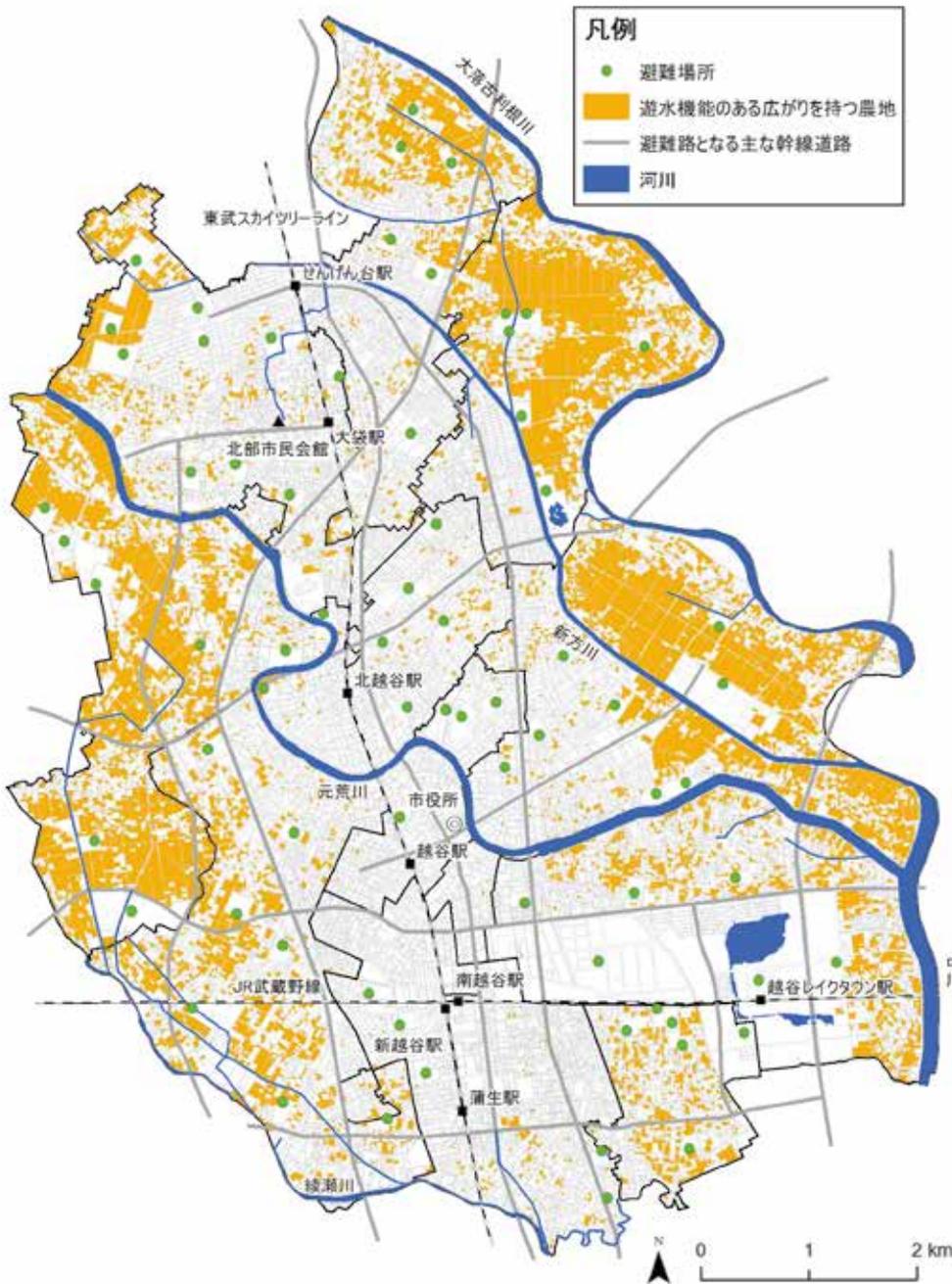
生物多様性*に寄与する緑地

3) 都市の防災機能・安全性の確保

公園緑地の空間は、火災に対する延焼防止の役割を果たし、公園や緑道は避難路の確保や防災・救護活動の場となります。市街地に点在する公園や学校緑地*は、避難場所や復旧活動の重要な拠点として利用されるなど、安全・安心な都市づくりの役割を担います。

また、市街地を取り巻く広がりのある農地は、保水・遊水機能を持ち、下流域への洪水被害を軽減します。

水害対策では、河川流域の有する保水・遊水機能が大きな役割を果たします。



避難場所（大杉公園）

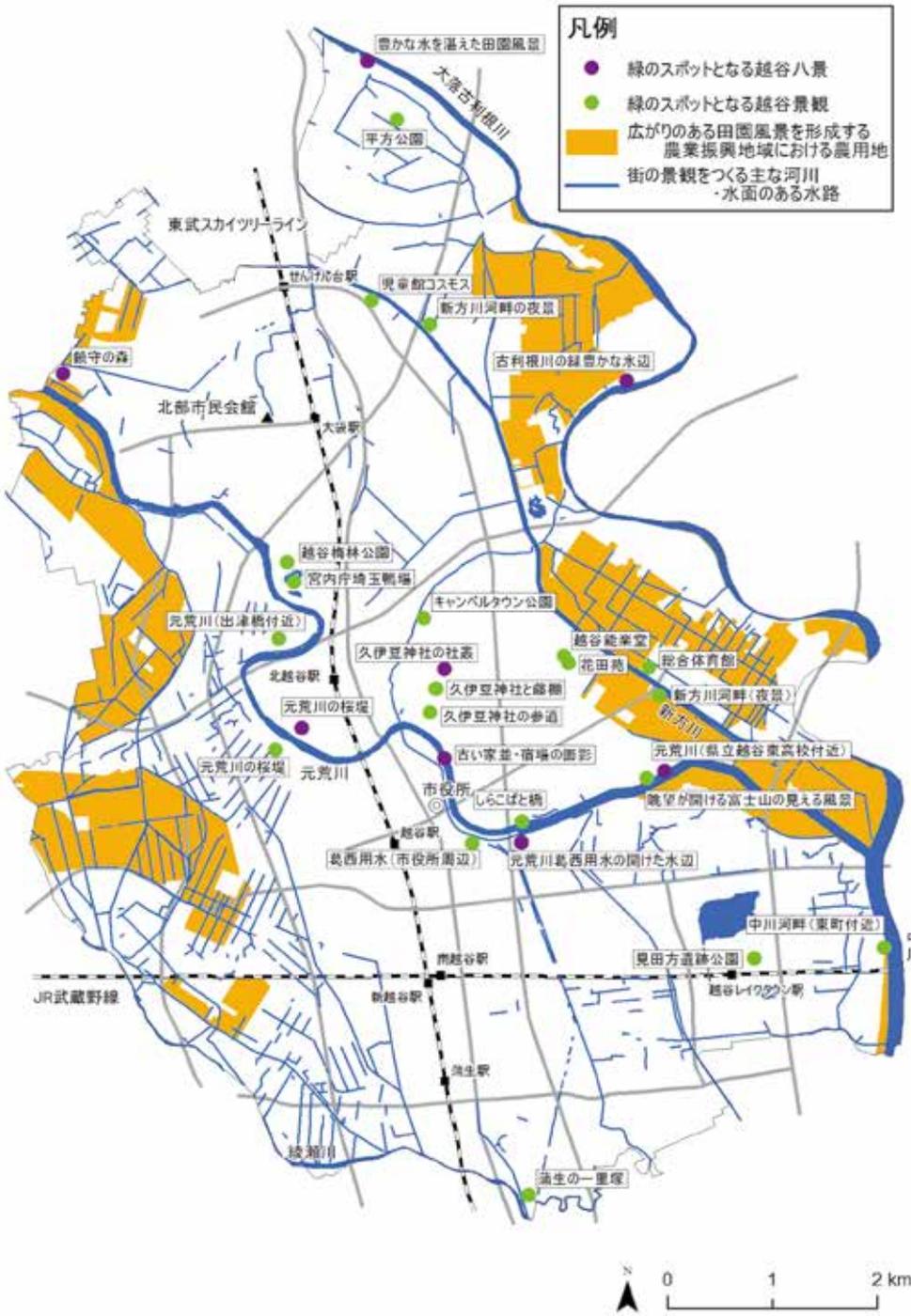


河川（綾瀬川）

防災機能を持つ緑地

4) 良好な景観をつくり出し、季節感を感じさせる場

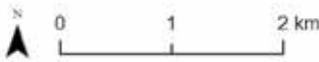
市街地や住宅地における木々、沿道の並木、草花などの緑、元荒川などの自然の土手や水辺は、自然の緑が織りなす四季折々の風景を描き、良好な景観を形成します。また、都市の歴史・文化は、人と自然環境が織りなす風土により伝えられてきたものであり、こうした背景を持つ緑は、ふるさととしての歴史的景観を継承します。



久伊豆神社の社叢



見田方遺跡公園

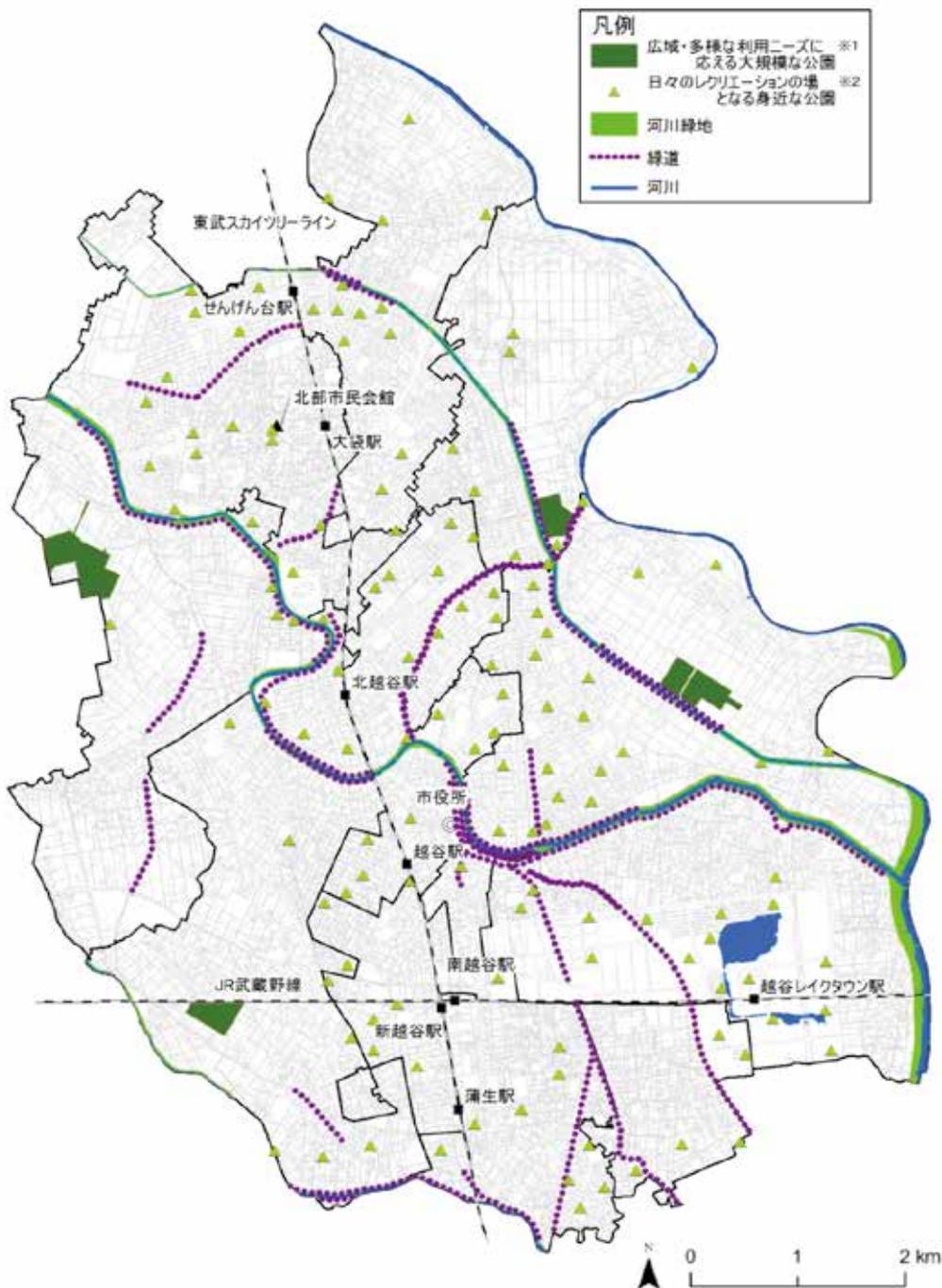


景観形成機能を持つ緑地

5) ふれあいやスポーツ・レクリエーションの場

大規模な公園緑地は、市内外の人々が訪れる観光やスポーツ・レクリエーションの拠点となります。

身近な公園緑地は、地域の子どもたちから高齢者まで市民の日常的な交流や地域活動の場として、豊かな市民生活を提供してくれます。また、自然とのふれあいなどを通じて、わたしたちに心のやすらぎを与え、ストレスや疲れを癒し、リフレッシュさせてくれます。



※1 大規模な公園：総合公園、運動公園

※2 身近な公園：街区公園、近隣公園、地区公園



花田苑

大相模調節池
(レイクタウン)

レクリエーション機能を持つ緑地

（6）緑に関するこれまでの取り組み

1) 緑地の保全

- ① まちのシンボルとなる緑地の保全
 - ・越谷市環境条例に基づく環境保全区域*の指定
 - ・（仮称）平方自然観察公園の用地取得と保全
 - ・越谷市都市農業推進基本計画に基づく農地の保全と活用
 - ・越谷アリタキ植物園の開園
- ② 河川・水路の環境保全
 - ・市民団体による河川清掃活動の支援
- ③ 身近な緑地の保全
 - ・指定文化財の保全のための補助
 - ・屋敷林*など地域のシンボルとなる緑に対して「こしがや緑のオアシス」の認定
 - ・生産緑地地区*の維持・存続・追加
- ④ 越谷らしい緑や生き物の保全
 - ・市民団体との協力によるキタミソウ*の観察会や清掃活動の実施
 - ・コシガヤホシクサ*¹の保護のための栽培等の実施
 - ・市内公園におけるフジバカマ*保護区域の設置及び管理
 - ・県との協力によるシラコバト*の種の保存
 - ・外来生物等の駆除
 - ・ふるさと生き物調査の実施
- ⑤ 緑のリサイクル
 - ・私有地での不要な樹木の受入・移植
 - ・落葉や枝による腐葉土・堆肥の有効活用

2) 緑地の創出

- ① まちのシンボルとなる公園緑地の整備
 - ・都市基幹公園の整備
- ② 緑地軸を形成する緑道等の整備
 - ・水と緑の軸の形成としての河川や用水沿いの緑道の整備
- ③ 身近な公園緑地の整備
 - ・住区基幹公園の整備
 - ・市民農園*による農業体験の支援

3) 緑化の推進

- ① 河川・水路の緑化
 - ・大相模調節池及び周辺環境の整備

*1 コシガヤホシクサ：ホシクサ科の一年草で、ため池の岸辺や河原、水中でも生育し、8～9月に花茎を伸ばし、白い星型の小さな花をつける植物。越谷市の元荒川付近で発見し、新種であったので地名に因んでコシガヤホシクサと命名されたが、その後、越谷市周辺では見られなくなっている。環境省の維管束植物のレッドリストに野生絶滅種として指定されている。

- ② 道路の緑化
 - ・主要幹線道路整備に伴う街路樹の緑化
- ③ 公共公益施設の緑化
 - ・市役所や地区センターなどにおける花いっぱい事業
- ④ 民有地の緑化
 - ・開発に伴う公園や緑化整備
 - ・記念樹や苗木の無料配布の実施
 - ・商店街活性化のための花壇などの緑化
 - ・工場立地法^{*1}に基づく緑化

4) 緑化の支援

- ① 緑化の体制整備
 - ・市民参加による公園の維持管理団体^{*}制度の要綱制定
- ② 緑化の普及・啓発
 - ・梅の実収穫体験などイベントの実施
 - ・維持管理団体の活動の実施
 - ・維持管理団体への活動に伴う消耗品等の支給
 - ・環境大会、エコ勉強会などの啓発イベントの実施



緑地の保全（越谷アリタキ植物園）



緑地の創出（東越谷九丁目公園）



緑化の推進（児童館ヒマワリ）



緑化の支援（梅の実収穫体験）

^{*}1 **工場立地法**：工場立地が環境の保全を図りつつ、適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施や準則等の公表を行い、これらに基づく勧告、命令等を行うことにより、国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律。緑化については、準則により、敷地面積の20%以上の緑化整備を指導している。

（7）緑に対する市民意識

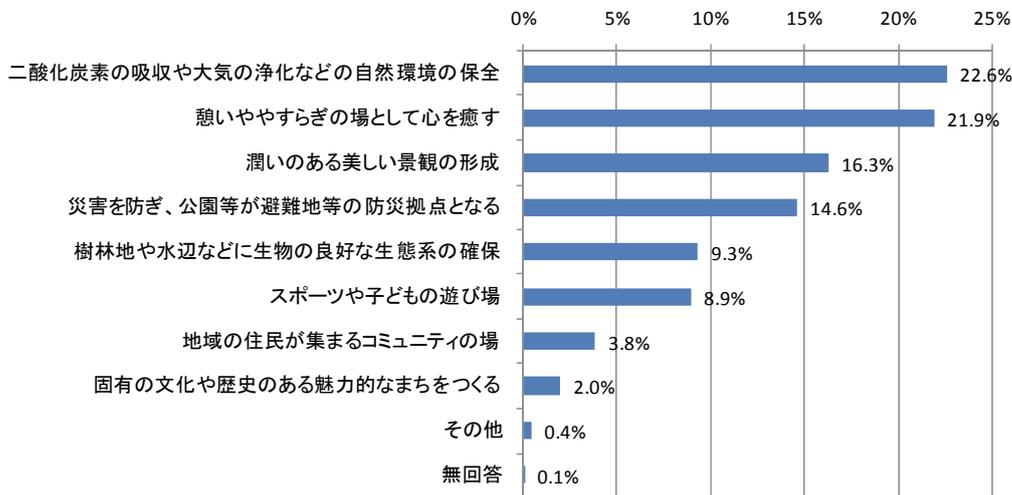
1) 市民アンケート調査の概要

- 調査対象 : 市内在住の18歳以上の男女
- 対象者数 : 2,000人
- 回収件数 : 938件（回収率46.9%）
- 抽出方法 : 住民基本台帳より無作為に抽出
- 調査方法 : 郵送法による（郵送配布・郵送回収）
- アンケート期間 : 平成26年10月11日から平成26年10月31日まで

2) 調査結果

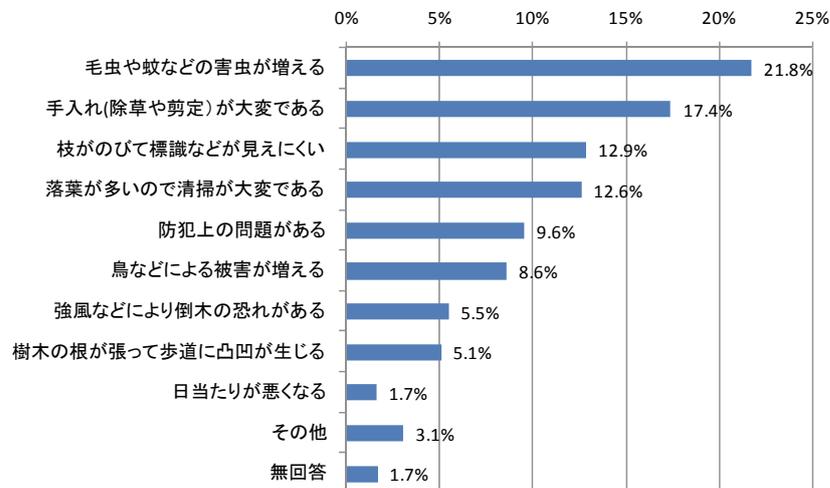
① 期待している緑の役割

「憩いややすらぎの場として心を癒してくれる」「潤いのある美しい景観を形成する」の意見が多いため、「市民は心のやすらぎを求めている。」と考えられます。また、「心が落ちついたり、癒される」という質の向上の観点から、緑を管理していく必要があります。



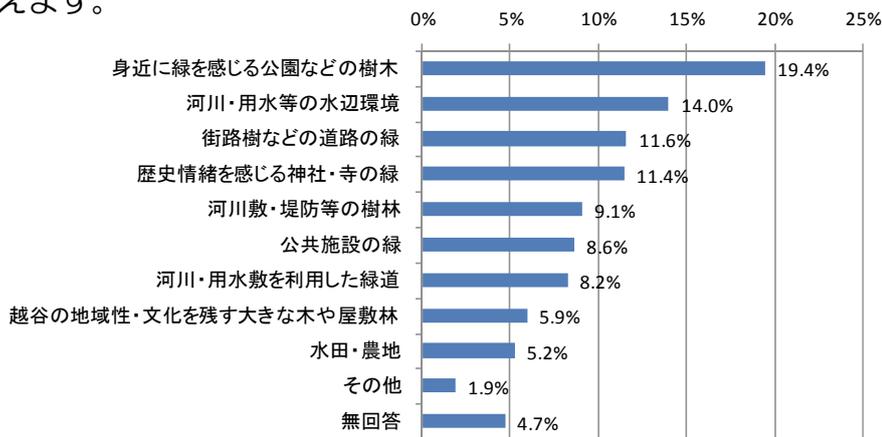
② 緑の問題点

大きく「害虫・草刈・剪定・落葉清掃」、「危険（怪我や事故）が生じるもの（防犯、倒木、根っこによる凸凹）」の2点があり、適切な維持管理が必要となります。



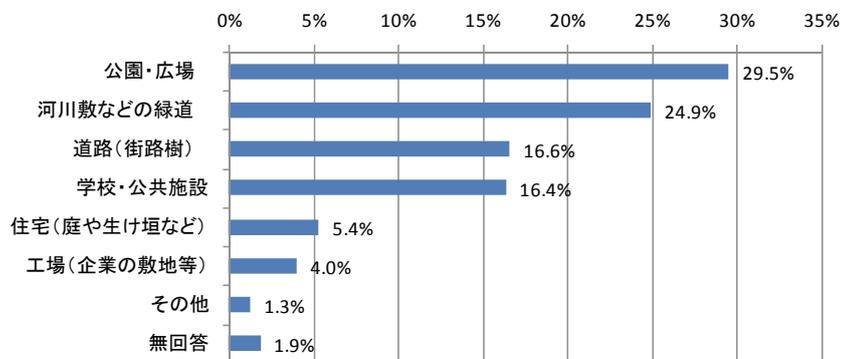
③ 地区の緑のシンボル

全体的に公園や河川・用水など公共用地の緑地にシンボル性を感じていることが伺えます。



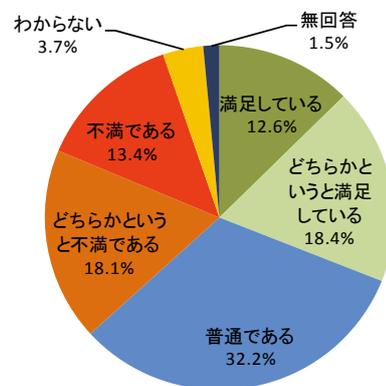
④ 重点的に緑を増やしていくべきところ

公園や緑道などの公共用地に重点的に緑を増やすべきという考えが多い状況です。



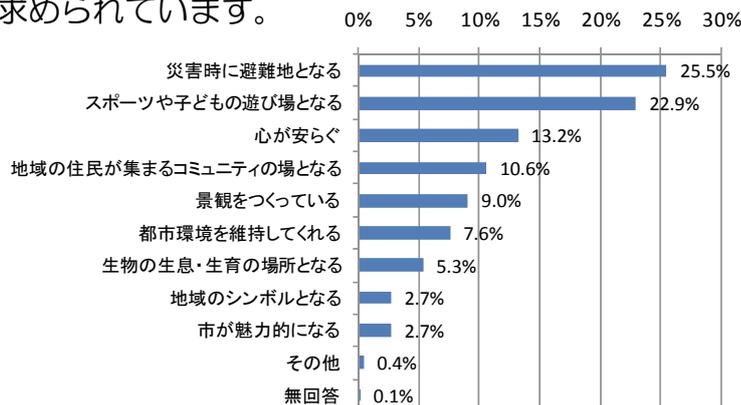
⑤ 地域における公園の数や位置、大きさ

公園の数や大きさについては、「普通である」以上の回答が約6割となっています。今後も新たな公園の整備と拡張を進める必要があります。



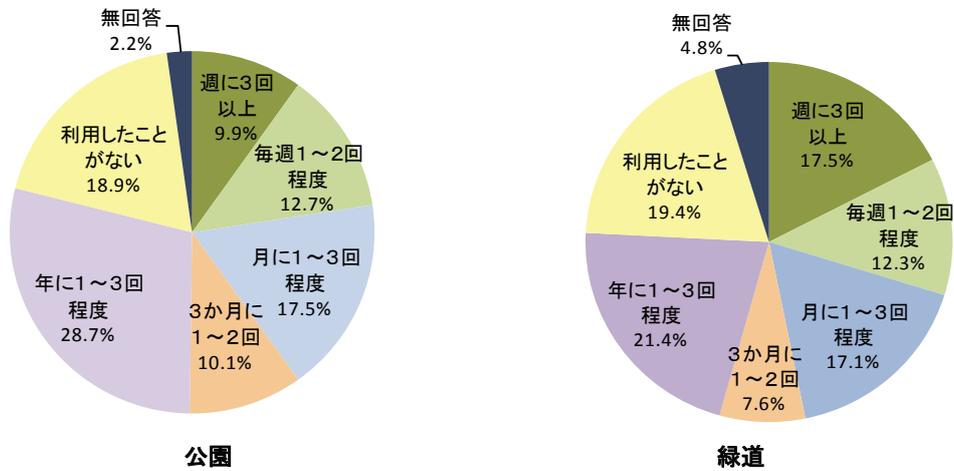
⑥ 公園の効果

緑の役割と違い公園では、災害時の避難地やスポーツ・子どもの遊び場としての機能が求められています。



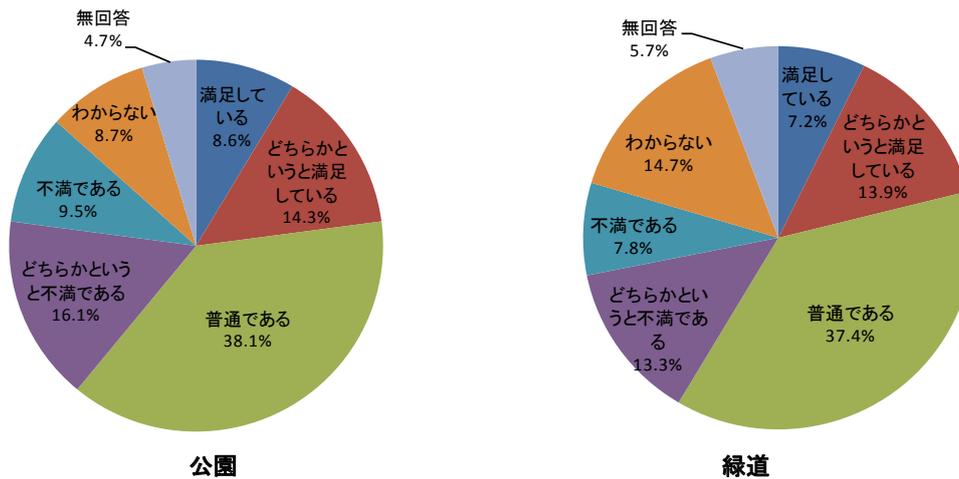
⑦ 公園や緑道の利用

公園・緑道の利用状況は、「3カ月に1～2回」以上の回答が約5割と低い状況です。また、「利用したことがない」が約2割となっており、今後、利用者を増やすための魅力ある公園・緑道づくりに努めていく必要があります。



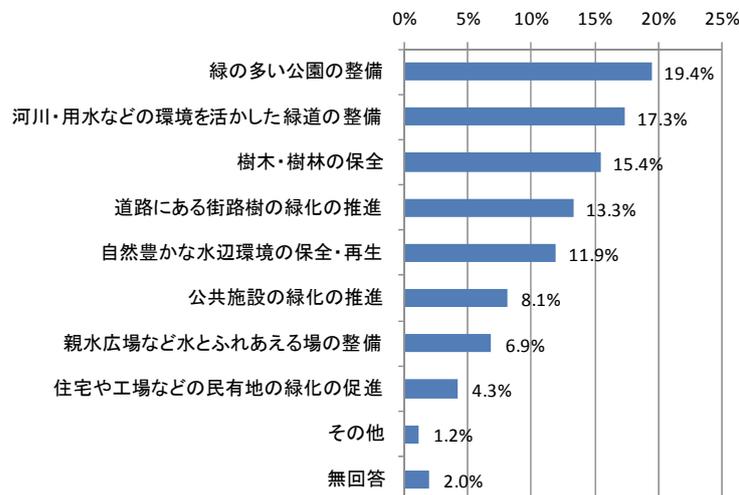
⑧ 公園や緑道の整備内容や管理の状態

公園・緑道の維持管理については、「普通である」以上の回答が約6割となっています。今後、より適切な管理をしていく必要があります。



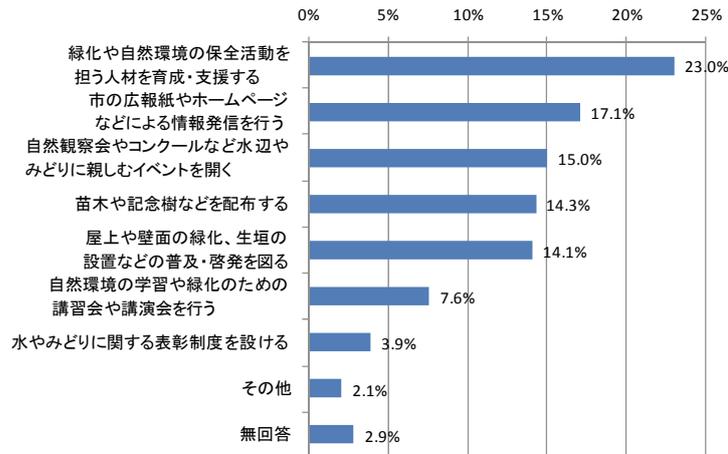
⑨ 緑の保全と緑化の推進のための施策

推進施策については、第1に公園の整備、第2に緑道の整備、第3に樹林・樹木の保全となっています。今後は、優先順位を検討しながら、施策を進めていきます。



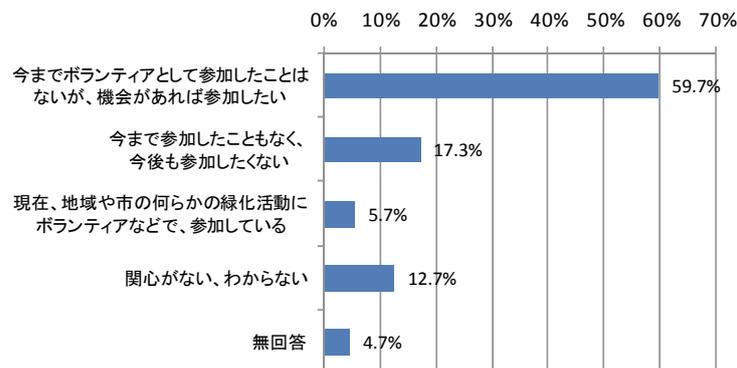
⑩ 緑の保全と緑化の推進のための普及・啓発

市の普及啓発については、人材育成と広報 PR に力を入れていく必要があります。



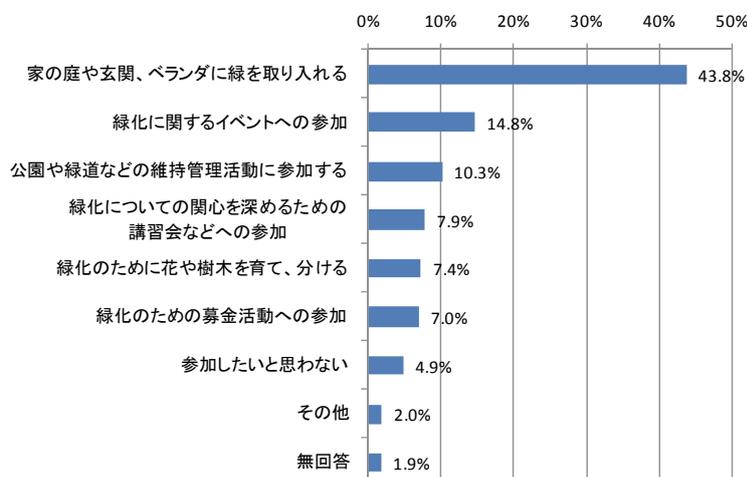
⑪ 緑化活動の参加意向

約 6 割の方がボランティアに参加したい結果となっています。今後は、参加意向のある市民と協働して、緑のまちづくりを進めていきます。



⑫ 「緑豊かなまちづくり」のために市民ができること

市民ができることは、家の庭や玄関などに緑を取り入れることが約4割を占めています。まずは、市民に緑の機能や効果を身近に感じてもらい、維持管理活動やイベントへの参加をしてもらえるよう方策を考える必要があります。また、苗木や草花の配布の充実も検討していく必要があります。



2 計画の課題

（1）緑の保全における課題

① 樹林・樹木の減少に伴う保全施策の推進

越谷らしい景観を形成する屋敷林*などの樹林地は、近年の宅地化の進展とともに失われていくことが予想されるため、指定文化財などの支援を行っているものの、効果的な保全や活用の仕組みづくりが必要となります。

今後とも、景観重要樹木*¹の指定などの活用や、樹林地の保全方法について、所有者や近隣住民の理解と協力のもと、検討を進めながら、適切な維持管理を図っていく必要があります。

② 多面的機能を有する農地の保全と活用

農地は、年々減少傾向にあります。多面的な機能を有する農地は貴重な緑地であり、保全と活用の方法を検討する必要があります。

今後も、地域の特性を活かして効率的な保全や活用を進め、農業委員会や農業協同組合などと協力し、荒廃農地*²の再生や遊休農地*³の有効活用をしていくことが重要となります。

③ 河川や水路などの水辺環境の保全

親水拠点となる水辺環境の保全は、生物にとって水辺の生息空間となり、生態系の保護につながります。そのため、市民ボランティアなどと協力して調節池などのビオトープ*を活用し、水辺環境の形成や自然環境づくりなどにより、保全に努める必要があります。

（2）緑の創出における課題

① 地域ニーズなどを踏まえた公園の整備

土地区画整理事業などの施行に伴い、公園の整備は進められてきましたが、一方で、身近な公園が少ない地区では、市民から公園整備の要望もあります。今後も引き続き、借地によるふれあい公園*などの制度を活用し、地域のニーズに応え、地域に親しまれる個性的な公園づくりに努める必要があります。

また、整備にあたっては、防災機能の充実や生物多様性の確保への配慮が求められます。

② 快適な生活環境を目指した公共施設の緑化

市民アンケート調査においても、公共施設は緑化すべきとの意見が多く、市民が利用する公共施設の緑化は重要なものとなっています。

そのため、植樹帯や花壇、コンテナを利用し、地域の特性を生かした積極的な緑化を進め、快適な生活環境の向上を図る必要があります。

*1 景観重要樹木：「景観計画」に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木のこと。

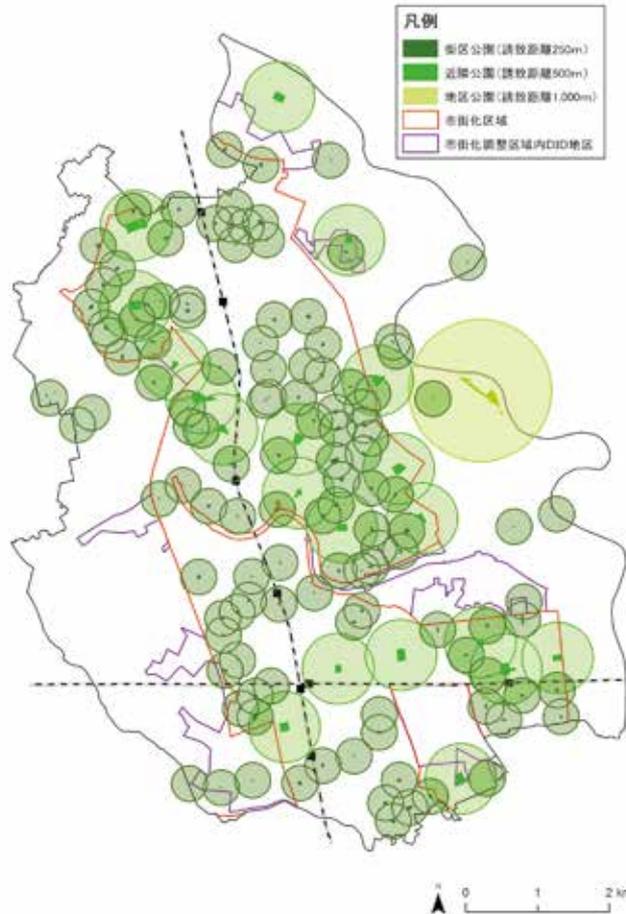
*2 荒廃農地：現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地のこと。

*3 遊休農地：農地であって、現に耕作されておらず、引き続き耕作されないと見込まれる農地のこと。

③ 良好な都市環境を形成した民有地の緑化

民有地の緑化は、条例などにより緑化を進めていますが、さらなる充実を図る必要があります。今後も、まちの整備に関する条例*¹や地区計画*、建築協定*、景観協定*などを活用し、地元住民との協力をもとに、地域による緑のまちづくりを進める必要があります。

また、記念樹や苗木の配布を行い、民有地への緑化支援をしていくことも重要となります。



身近な公園の配置状況と誘致距離*の範囲

※誘致距離：公園を利用する人がその公園に歩いて移動する範囲の距離のこと。誘致距離の標準は、街区公園 250m、近隣公園 500m、地区公園 1,000mである。

(3) 緑の連携における課題

① 水と緑のネットワークによる緑の連携

水と緑の機能を効果的に発揮するためには、公園などの緑の拠点を河川・水路沿いの緑道や幹線道路の街路樹などにより緑地軸をつないだ水と緑のネットワークの形成が重要となります。今後も、河川や水路の整備と合わせた緑道の整備や余剰地におけるスポット広場*などの整備を進め、快適な緑地環境形成に努める必要があります。

*1 まちの整備に関する条例：適正なまちづくりに必要な緑化施設を確保することにより、都市施策の継続及び計画的なまちの整備の推進を図ることを目的として制定された条例のこと。

（4）緑の質における課題

① 安全・安心な公園づくりの推進

少子高齢化により、子どもから高齢者、障がい者など誰もが安心して利用することができる公園づくりが求められています。また、既存の公園施設も老朽化が進んできています。そのため、施設のバリアフリー化^{*1}や施設の改修・更新を計画的に推進していく必要があります。

② 公園や街路樹の適切な維持管理

現在の計画では「緑を増やす」ことに重点が置かれ、それら緑の維持管理を行ってきましたが、今後も整備された公園や街路樹を適切に管理していくことがより重要となります。

そのため、緑の機能を活かした除草や樹木の剪定を行うなど適切な維持管理が求められます。

③ 良好な緑による景観の配慮

住宅地の木々、沿道の並木・草花などの緑や河川の水辺は、良好な景観を形成し、緑のまちづくりに重要な役割を果たしています。今後も、公共施設や民有地において、地区計画^{*}や建築協定^{*}などにより、街並みに配慮した緑の保全や創出により、潤いのある景観形成に努める必要があります。

④ 生物多様性^{*}の確保への配慮

生物多様性を確保するためには、水と緑のネットワークの形成を充実させ、生息・生育空間の形成が重要なものとなります。そのため、生物多様性の観点からも、ネットワーク化された緑の確保を行い、生息・生育空間のネットワーク形成を検討する必要があります。

（5）緑の活動における課題

① 緑への理解と意識の向上

緑を守り、創り、育てるためには、市民が身近な緑に関心を持っていただくことが重要です。そのため、緑に関するイベントや制度などを情報発信し、緑とふれあう機会を提供することが課題となります。

また、緑化活動の幅を広げるため、専門の技術者による人材育成も重要となります。

② 市民との協働による活動の推進

緑の活動は、市民・事業者・行政と一体となって協働による緑のまちづくりをすることがより一層必要となります。活動の充実に向け、維持管理に伴うさらなる支援や意見交換などにより、市民・事業者・行政との交流を深めることが重要となります。

^{*1} バリアフリー化：社会生活をしていく上で妨げとなる障害（バリア：Barrier）を除去（フリー：Free）するという意味で、段差など生活環境上の物理的障害を除去すること。